

第三期紫波町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
紫 波 町

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨	・・・ 1
2 計画の位置付け	・・・ 1
3 計画の期間	・・・ 1

第2章 子どもと保護者を取り巻く状況

1 人口及び世帯の状況	・・・ 2
2 教育・保育の状況	・・・ 8
3 ニーズ調査結果の概要	・・・ 11
4 第二期計画の目標値と実績	・・・ 29

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	・・・ 30
2 策定体制	・・・ 30
3 現行制度の概要	・・・ 30

第4章 基本施策

1 子どもの生涯にわたるより豊かな人格形成の基礎を育む場の充実	
（1）保育施設における豊かな幼児教育の推進	・・・ 33
（2）乳幼児期教育の育ちの理解の促進	・・・ 33
（3）幼保小連携の推進	・・・ 33
2 支援の必要な子どもが心身共に健やかに育つ環境の整備	
（1）児童虐待防止対策、虐待を受けた児童・家庭への対応	・・・ 34
（2）紫波町教育支援センター事業の充実	・・・ 35
（3）子どもの貧困対策の推進	・・・ 35
（4）適切な子育て・教育への接続の支援	・・・ 35
（5）悩みを抱える保護者が相談できる環境の提供	・・・ 35
3 安心して子育てができる環境の整備	
（1）教育・保育区域の設定	・・・ 36
（2）ニーズの変化をとらえた保育・教育等の確保	・・・ 36
（3）子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	・・・ 42
（4）子育て世帯の経済的負担の軽減	・・・ 55
（5）子育て・子育て支援活動の支援	・・・ 55

第5章 計画の推進体制

- | | | |
|---|--------------|-------|
| 1 | 計画の推進・進行管理体制 | ・・・56 |
| 2 | 関係機関との相互連携 | ・・・56 |
| 3 | 計画の点検・評価 | ・・・56 |

参考資料

- | | | |
|---|--------------|-------|
| 1 | 紫波町子ども・子育て会議 | ・・・58 |
| 2 | 町内教育・保育施設等一覧 | ・・・60 |

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

子ども・子育て支援においては、急速な少子化の進行や、子育て家庭の孤立、待機児童問題等、子ども・子育てをめぐる様々な課題に対応するため、あらゆる取り組みが進められてきました。

しかしながら、個人の価値観やライフスタイルの多様化等の子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しています。特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の解消等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成 24(2012)年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 (2015)年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

町では、平成 27 (2015)年 3 月に「第一期紫波町子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 (2020)年 3 月に「第二期紫波町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども・子育て支援を推進してきました。

この度、令和 6 (2024)年度で最終年度を迎えることから、「第三期紫波町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

町においては、「紫波町総合計画」を上位計画とし、総合計画の実現を目指した子育て分野の具体的計画であるため、関連諸計画との整合性を図りながら、施策を推進していきます。

3 計画の期間

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和 7 (2025)年度から令和 11 (2029)年度までの 5 年間とします。

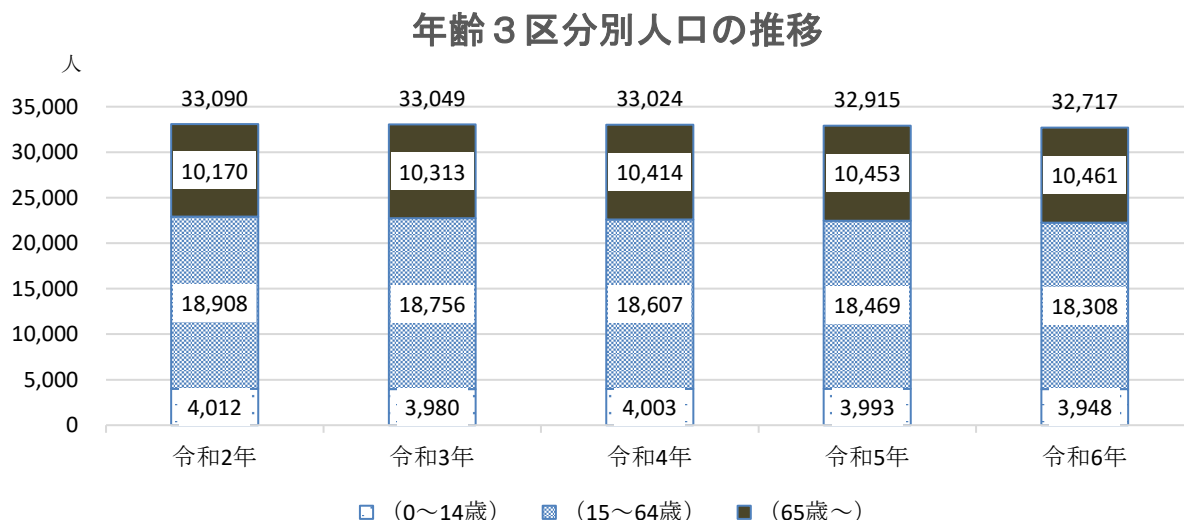
第2章 子どもと保護者を取り巻く状況

1 人口及び世帯の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年3月末は 32,717 人となりました。

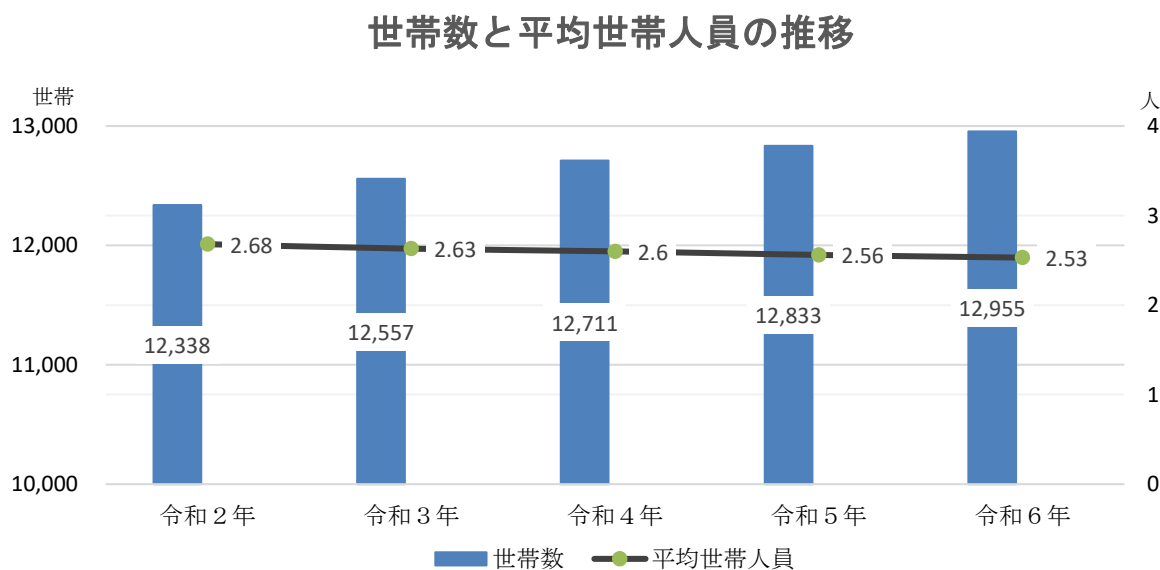
また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向で、少子高齢化が進んでいます。



(2) 世帯数と平均世帯人員の推移

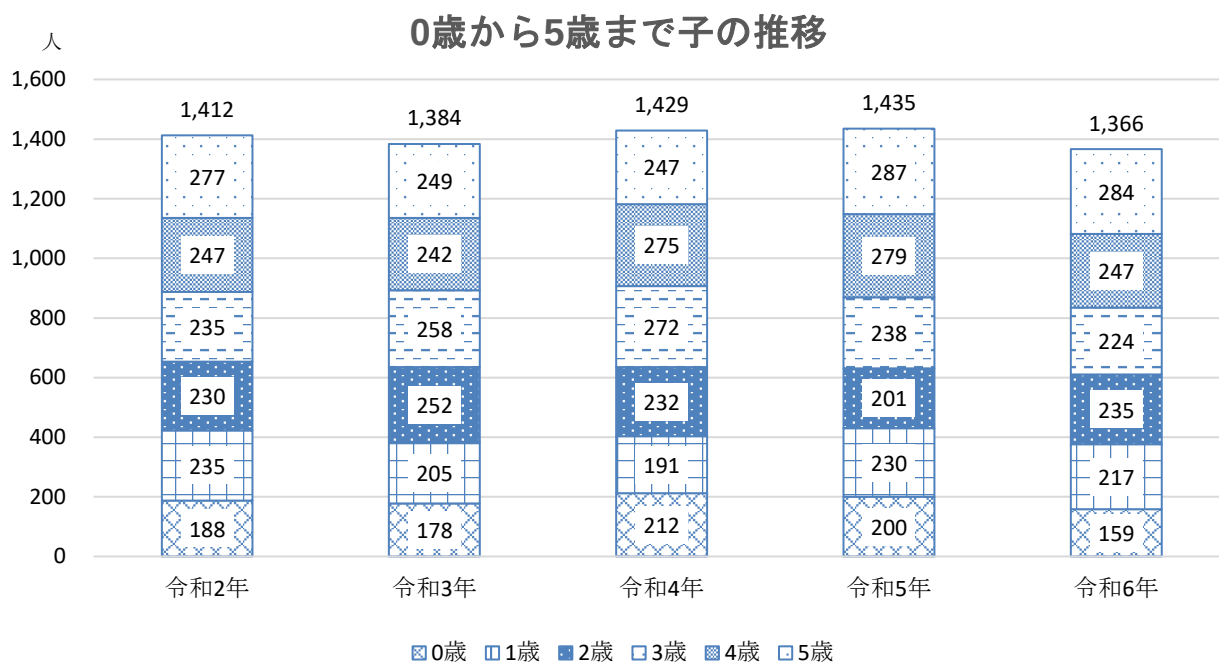
世帯数は令和2年 12,338 世帯、令和6年は 12,955 世帯と 617 世帯増加しています。

平均世帯人員は、2.68 人から 2.53 人と微減しています。



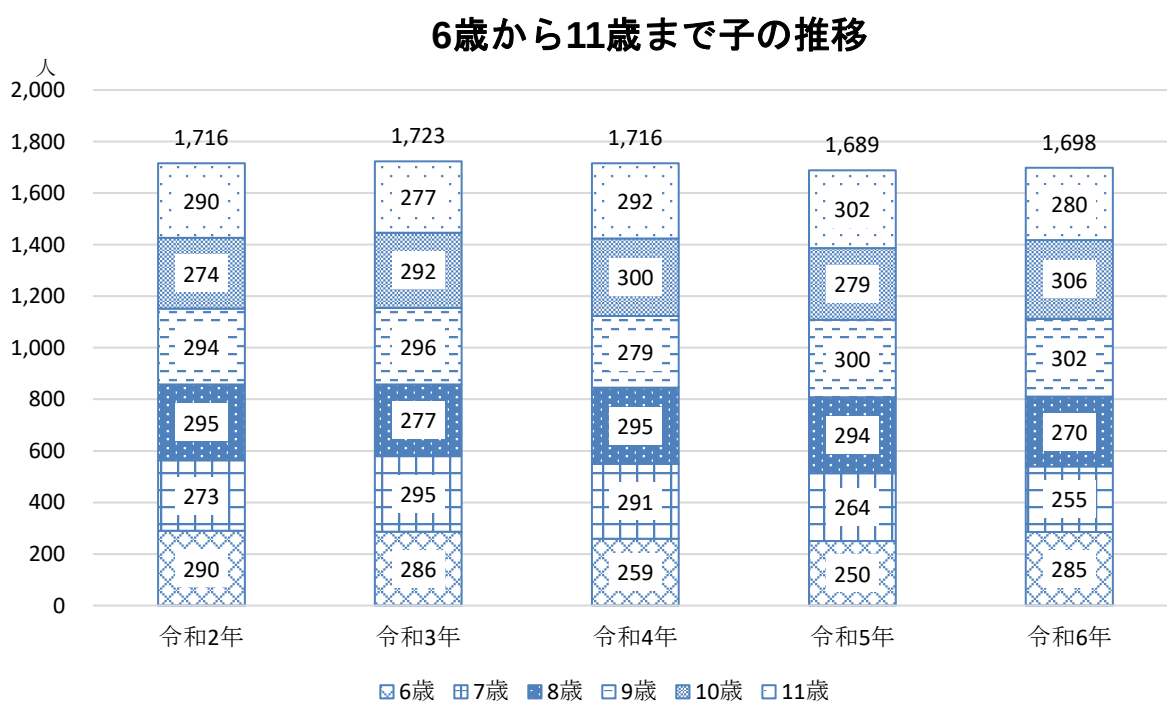
(3) 年齢別就学前児童数の推移

町の0歳から5歳までの子ども人口は減少しており、令和6年3月末で1,366人となりました。



(4) 年齢別就学児童数の推移

町の6歳から11歳までの子ども人口は微減で、令和6年3月末で1,698人となりました。



(5)人口動態

社会動態は、転入数が転出数を上回る社会増となっていますが、自然動態は、出生数が死亡数を下回り令和4年から自然減で推移しています。

(単位：人)

	社会動態			自然動態			差引増減
	転入数	転出数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減数	
令和2年	1,288	954	334	182	384	△202	132
令和3年	1,138	877	261	174	398	△224	37
令和4年	1,078	877	201	203	426	△223	△22
令和5年	1,051	911	140	203	454	△251	△111
令和6年	1,022	925	97	156	449	△293	△196

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(6)世帯の家族類型及び1世帯当たりの人員

町は親族世帯が占める比率が岩手県及び全国よりも高く79.4%となっています。

親族世帯を見ると核家族世帯が59.3%で岩手県及び全国よりも多くなっています。

(単位：世帯・人・%)

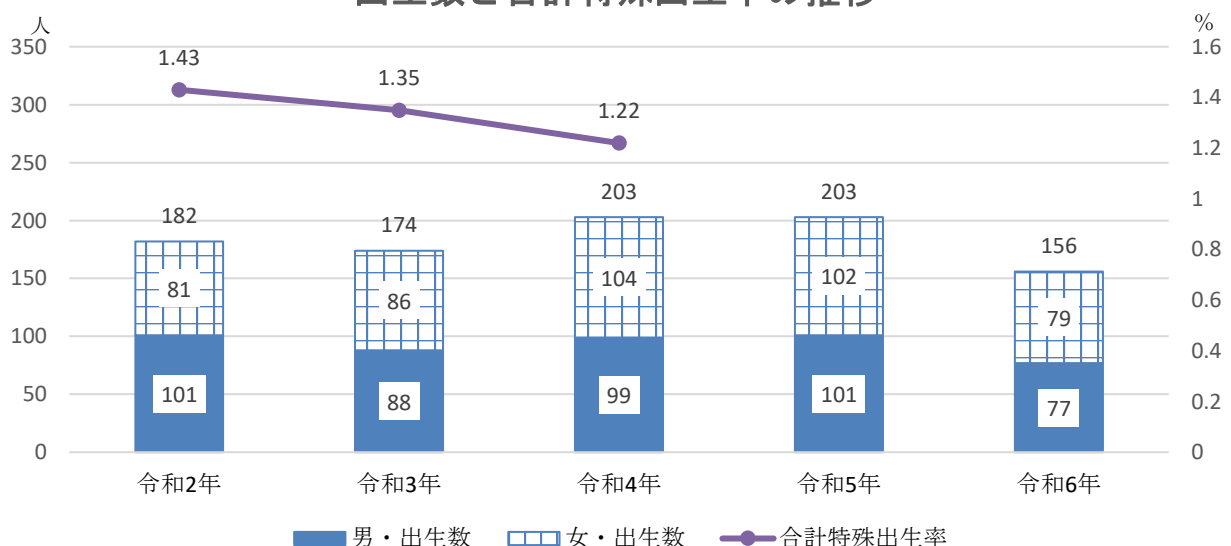
	一般世帯	親族世帯			非親族世帯	単独世帯	家族類型不詳	1世帯当たり人員
		親族世帯	核家族世帯	その他の親族世帯				
紫波町	11,352	9,009	6,728	2,281	84	2,254	5	2.83
	100	79.4	59.3	20.1	0.7	19.86	0.04	
岩手県	100	65.8	51.3	14.5	0.7	33.38	0.12	2.46
全国	100	60.9	54.1	6.8	0.91	37.9	0.29	2.26

資料：国勢調査（令和2年）

(7)出生数の推移

出生数は、平成27年以来令和4年と令和5年で200人を超えましたが、令和6年は156人と大幅に減少しました。合計特殊出生率は、令和2年以後減少しています。

出生数と合計特殊出生率の推移



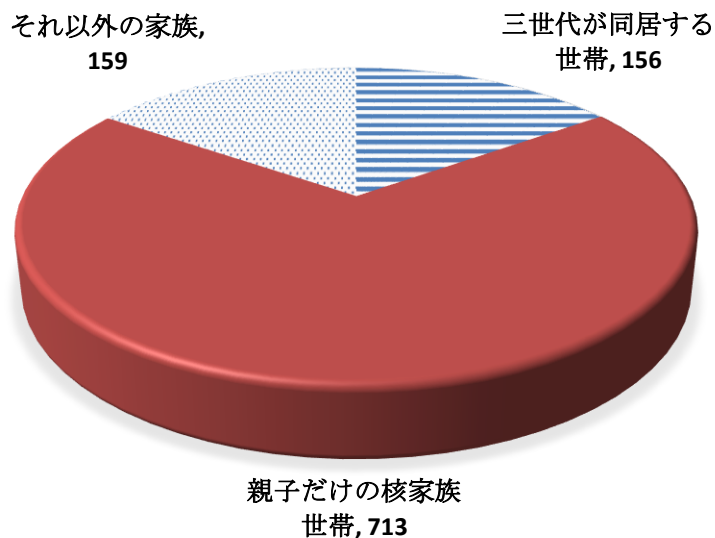
資料：町調べ、住民基本台帳（各年3月末現在）

(8) 就学前児童(6歳未満児)がいる世帯の比較

三世代が同居する世帯は減少し、親子だけの核家族世帯が増加傾向にあります。

就学前児童(6歳未満児)がいる世帯 (合計1,028世帯)

単位：世帯



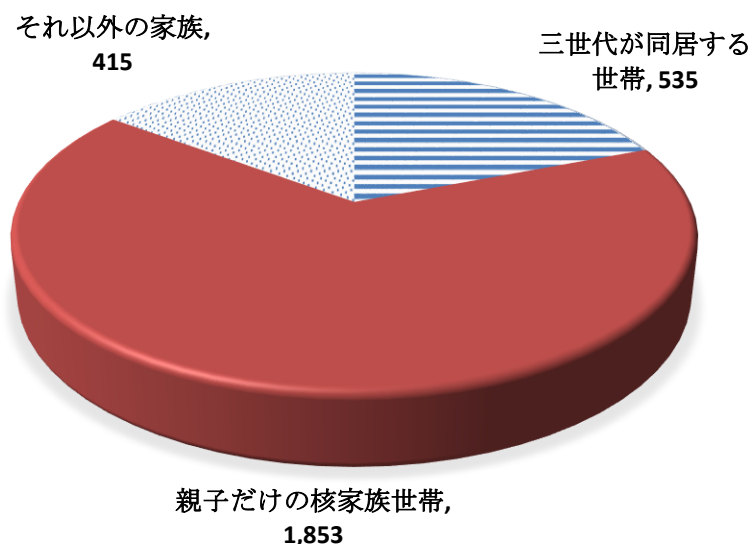
資料：国勢調査（令和2年）

(9) 就学児童(18歳未満児)がいる世帯の比較

三世代が同居する世帯は減少し、親子だけの核家族世帯が増加傾向にあります。

就学児童(18歳未満児)がいる世帯 (合計2,803世帯)

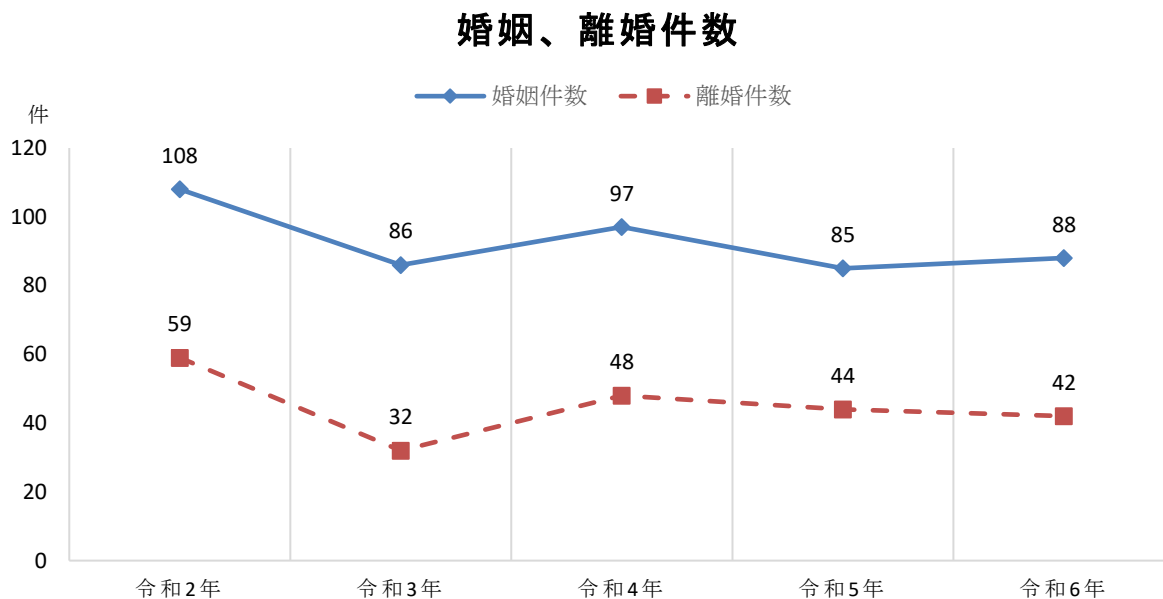
単位：世帯



資料：国勢調査（令和2年）

(10) 婚姻の動向

婚姻件数は、令和2年の108件から減少しており、令和6年は88件でした。離婚件数は、ほぼ横ばいです。



資料：町に届出した件数（各年3月末現在）

(11) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の平成27年から令和2年の推移をみると、母子世帯はやや減少していますが、父子世帯は増加しています。

（単位：世帯）

	母子世帯		父子世帯		計	
	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年
6歳未満の 子どものいる世帯	21	16	1	0	22	16
18歳未満の 子どものいる世帯	145	144	15	27	160	171
合計	166	160	16	27	182	187

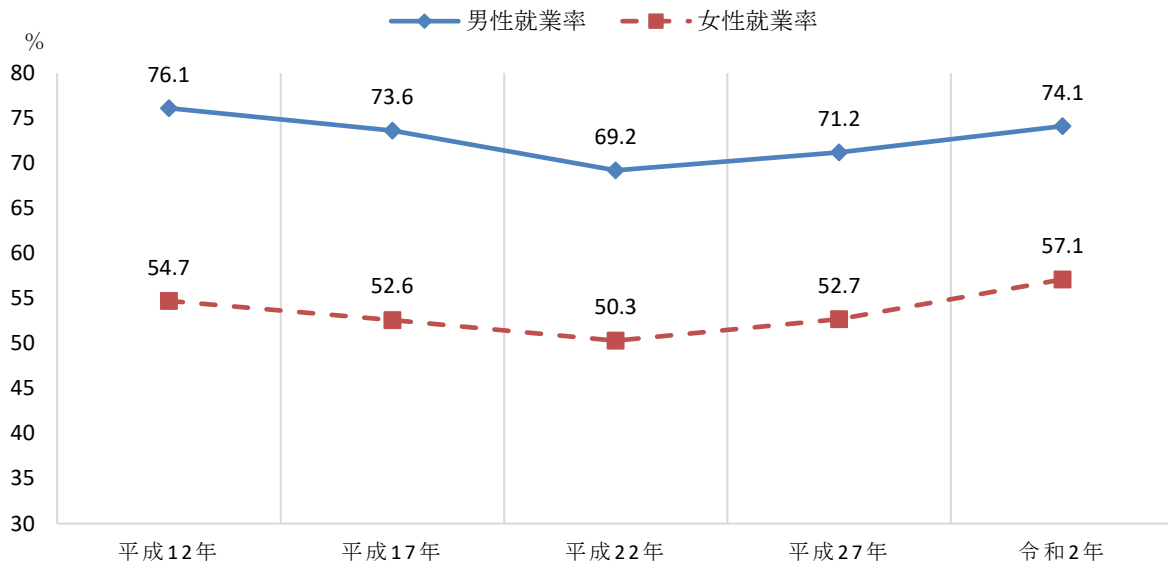
資料：国勢調査（令和2年）

(12) 就業の状況

①男女別就業率

男女ともに平成 27 年度から男性は 2.9%、女性は 4.4%増加しています。

男女別就業率の推移

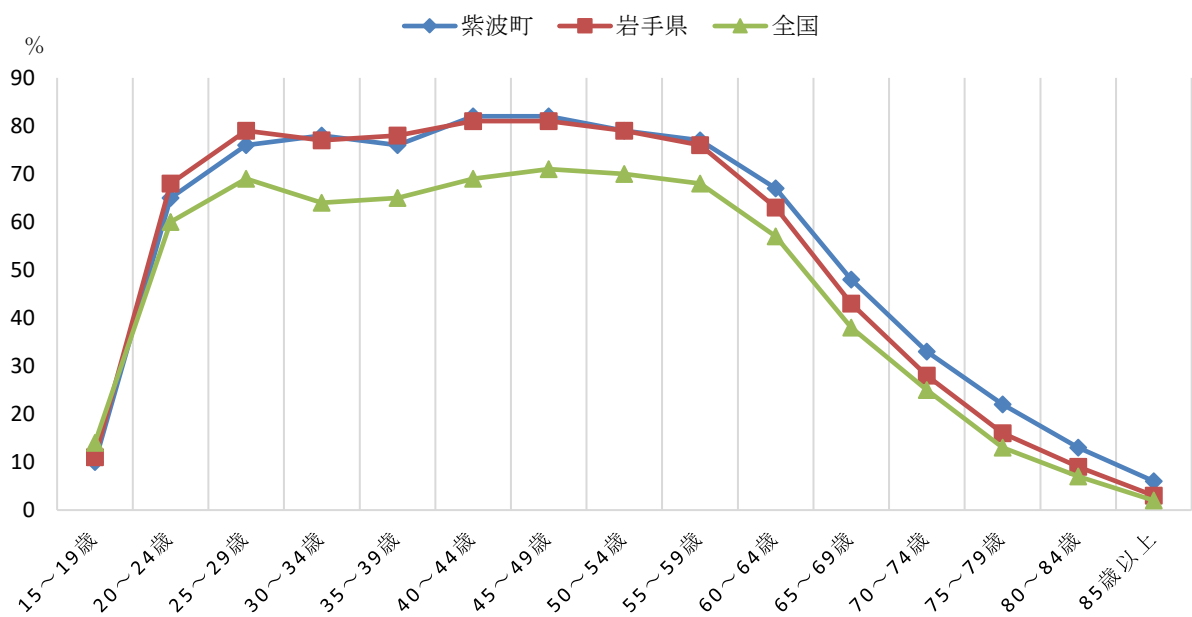


資料：国勢調査（令和2年）

②女性の年齢別就業率（国・県比較）

町の女性の令和2年の年齢別就業率を全国及び県と比較すると、各年代で全国より高く、県とほぼ同じです。

女性の年齢別就業率（国・県比較）



資料：国勢調査（令和2年）

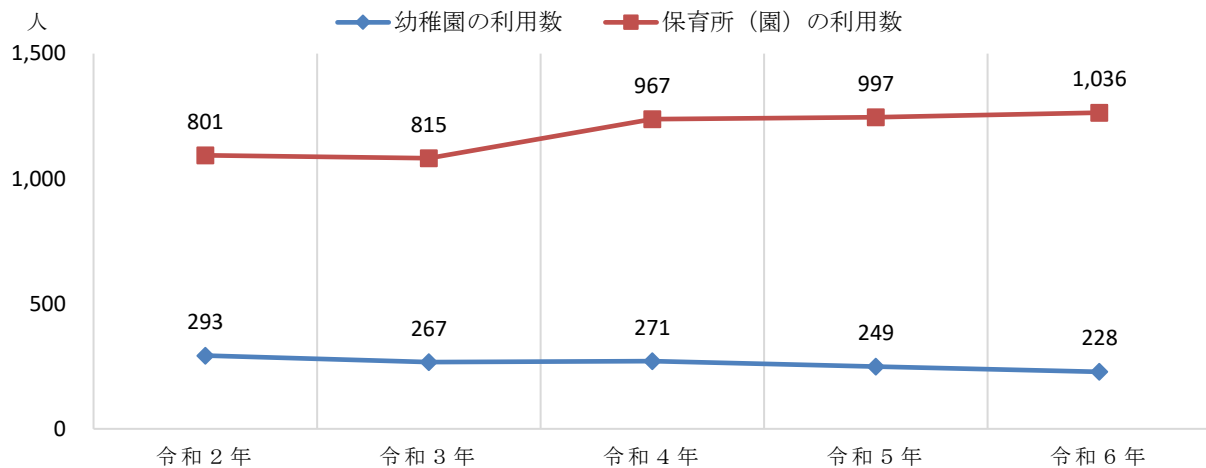
2 教育・保育の状況

(1) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園、保育所（園）の利用者数の推移

保育所利用者数は令和2年が801人で、それ以後、利用者数の増加が続き、令和6年の利用者数は1,036人となりました。

一方、幼稚園利用者数は減少しており、令和6年は228人となりました。



資料：こども課資料（各年3月末現在）

② 教育・保育施設の利用状況

令和6年4月1日現在、待機児童は1歳児が8人います。

待機児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	0	8	0	0	0	0	8

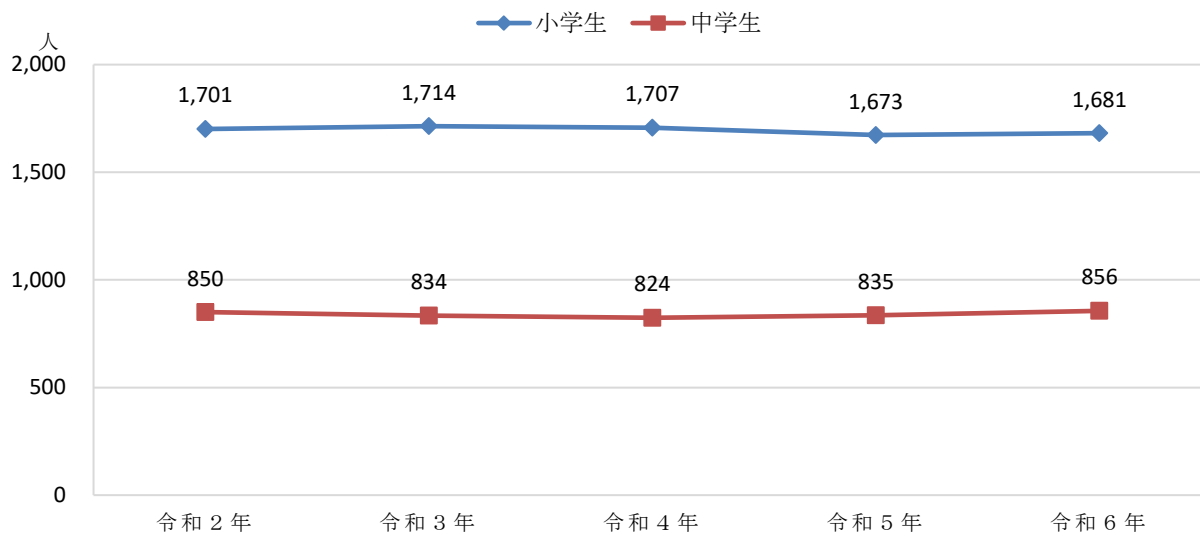
施設名	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		合計	
	定員数	在園数	定員数	在園数	定員数	在園数	定員数	在園数	定員数	在園数	定員数	在園数	定員数	在園数
古館保育所	15	4	24	14	24	18	26	25	26	25	26	28	141	114
佐比内保育所	0	0	0	0	6	2	13	1	13	3	13	3	45	9
虹の保育園	12	4	18	16	18	18	20	25	26	25	26	27	120	115
オガール保育園	15	6	24	20	24	24	29	27	29	29	29	29	150	135
星山えほんの森保育園	11	8	12	11	12	9	15	11	8	8	8	12	66	59
古館こぐま保育園	3	2	4	8	5	7	0	0	0	0	0	0	12	17
瑞穂こぐま保育園	3	0	4	5	5	6	0	0	0	0	0	0	12	11
赤石うさぎ保育園	3	0	4	5	5	5	0	0	0	0	0	0	12	10
ニコニコ保育園紫波	6	1	3	6	3	7	0	0	0	0	0	0	12	14
ピースハートさくらまち保育園	6	3	6	8	7	7	0	0	0	0	0	0	19	18
アガベ保育園	6	0	6	10	7	7	0	0	0	0	0	0	19	17
ひかりの子	9	8	18	18	18	18	35	34	42	39	43	42	165	159
赤石幼稚園赤石保育園	12	5	24	23	24	24	60	41	60	46	60	56	240	195
あづま幼稚園	0	0	0	0	0	0	56	18	57	29	57	42	170	89
合計	101	41	147	144	158	152	254	182	261	204	262	239	1,183	962

資料：こども課資料（令和6年4月1日現在）

(2) こどもの家（放課後児童クラブ）の状況

①児童生徒数の推移

小学校児童数は令和6年が1,681人、中学校生徒数は856人であり、どちらもほぼ横ばいで推移しています。

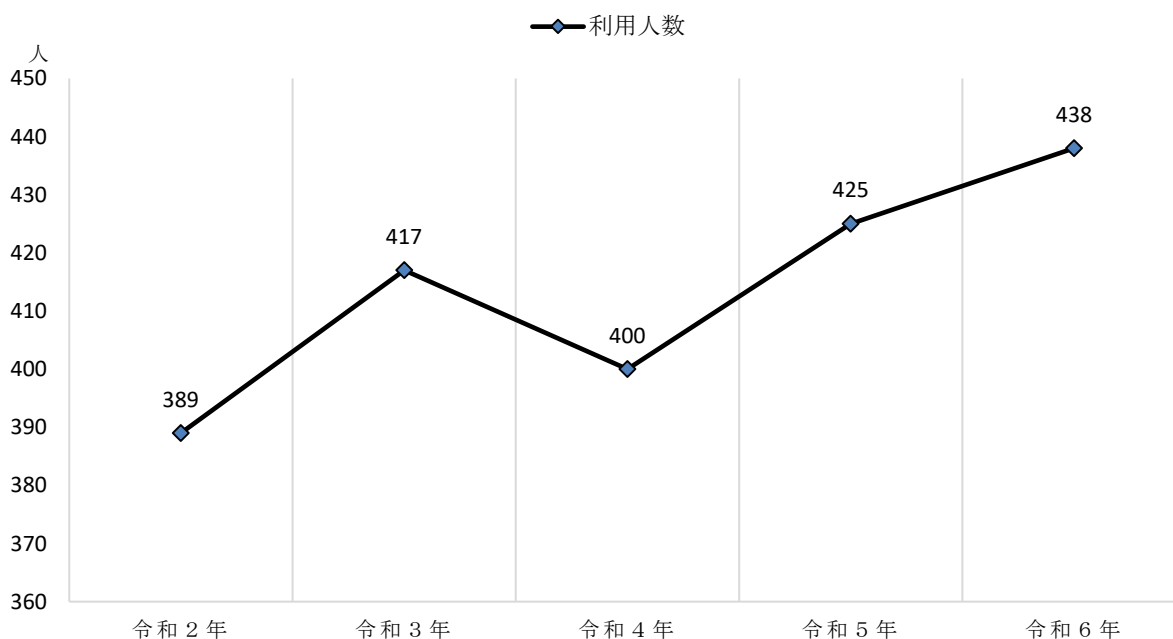


資料：町調べ資料（各年5月1日現在）

②こどもの家（放課後児童クラブ）の利用状況

こどもの家（放課後児童クラブ）の令和2年の利用児童数は389人でした。

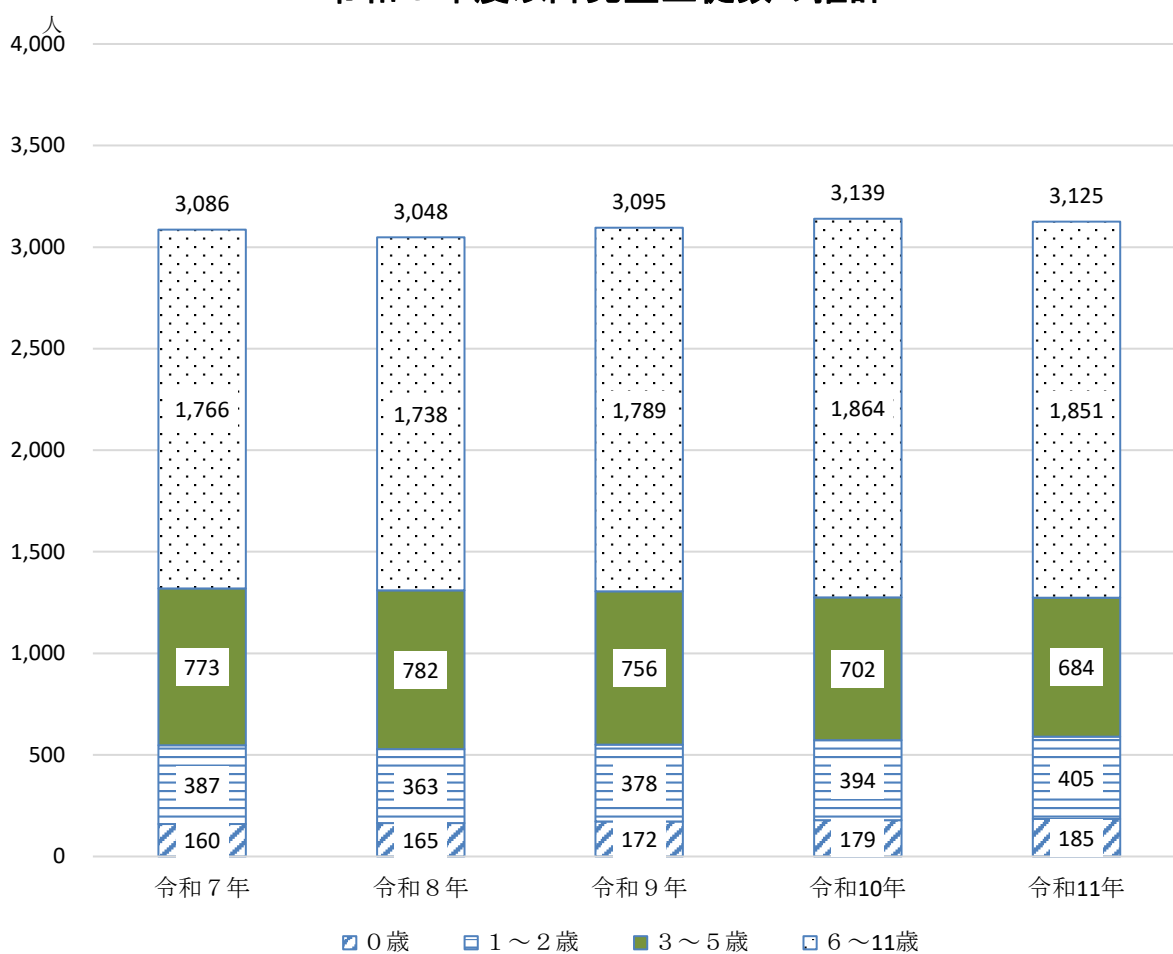
令和2年から施設の整備を進めたことにより利用児童数が増加し、令和6年には438人が利用しています。



資料：こども課資料（各年3月末現在）

(3) 児童生徒数の推計

令和6年度以降児童生徒数の推計



資料：こども課資料（各年9月30日現在）

3 ニーズ調査結果の概要

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「紫波町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査」を実施しました。

ア 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者 1,616 件、小学生児童（小学1～3年生）の保護者 821 件を対象に実施しました。

イ 調査期間

令和6年2月から令和6年3月まで

ウ 調査の手段

就学前児童で保育施設に入所している児童の保護者には施設を通じて調査票の配布と回収を行い、保育施設に入所していない就学前児童の保護者には郵送で調査票を配布し同封した返信用封用で回収しました。また、小学生児童の保護者には、小学校を通じて調査票の配布と回収を行いました。

エ 回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,616 通	1,166 件	72.2%
小学生児童の保護者	821 通	699件	85.1%

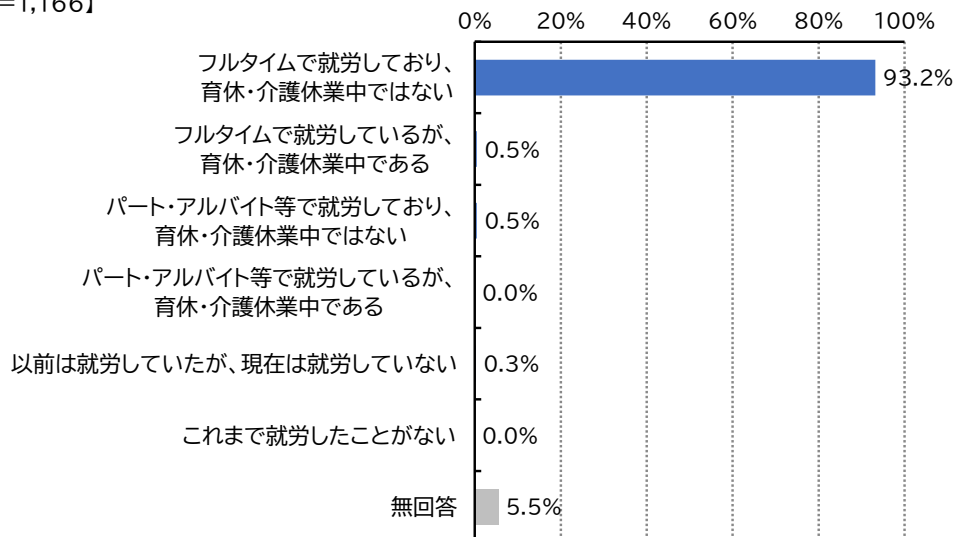
(2) 主なニーズ調査結果

①保護者の就労状況について

(就学前児童保護者)

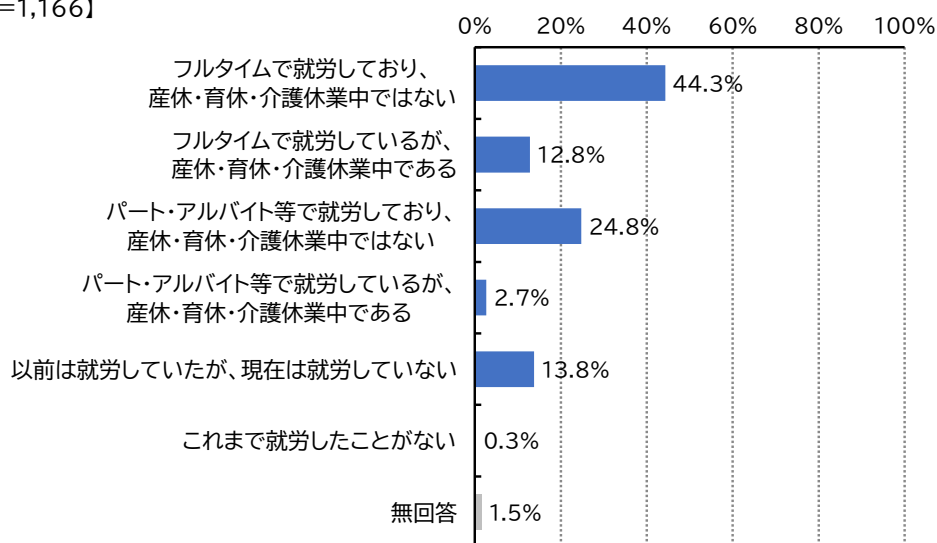
■父親

【n=1,166】



■母親

【n=1,166】



父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」（93.2%）と「フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である」（0.5%）を合わせた93.7%が『フルタイムでの就労』となっており、「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が0.5%となっています。

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（44.3%）と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」（12.8%）を合わせた57.1%が『フルタイムでの就労』となっています。

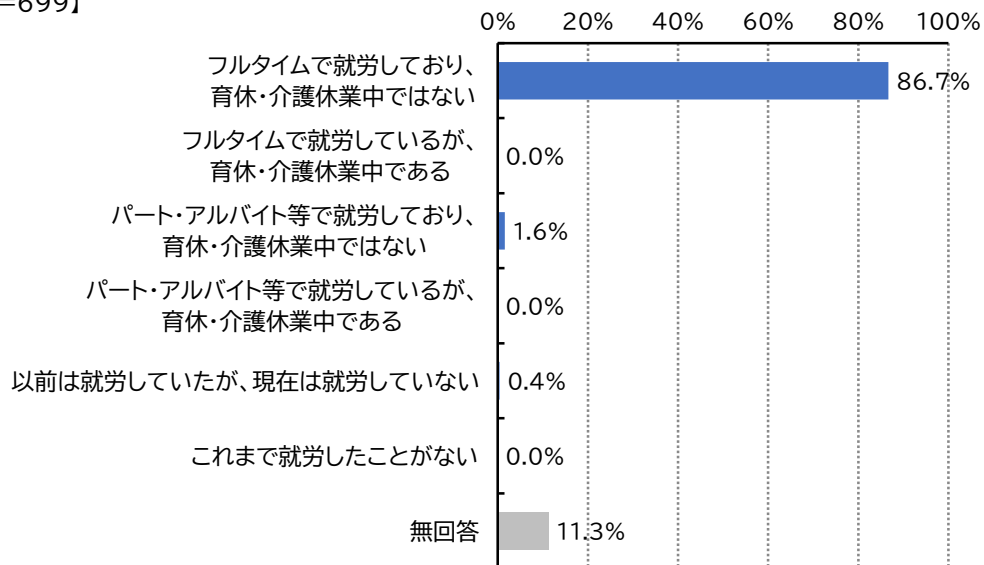
また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（24.8%）と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」（2.7%）を合わせた27.5%が『パート・アルバイト等での就労』となっています。

なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（13.8%）と「これまで就労したことがない」（0.3%）を合わせた14.1%は『就労していない』と回答しています。

(就学児童保護者)

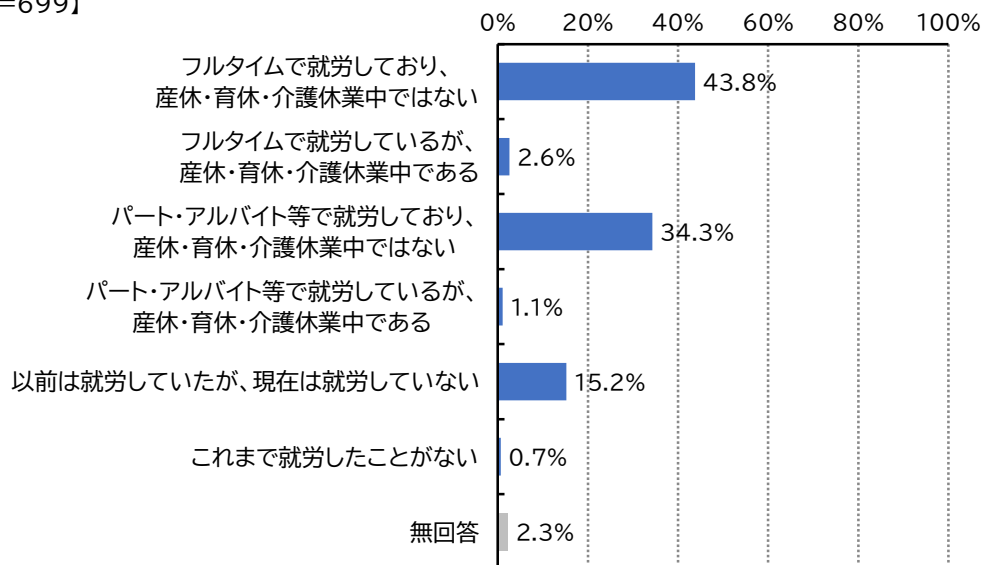
■父親

【n=699】



■母親

【n=699】



父親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が86.7%、「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が1.6%となっています。

また、0.4%は「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答しています。

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（43.8%）と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」（2.6%）を合わせた46.4%が『フルタイムでの就労』となっています。

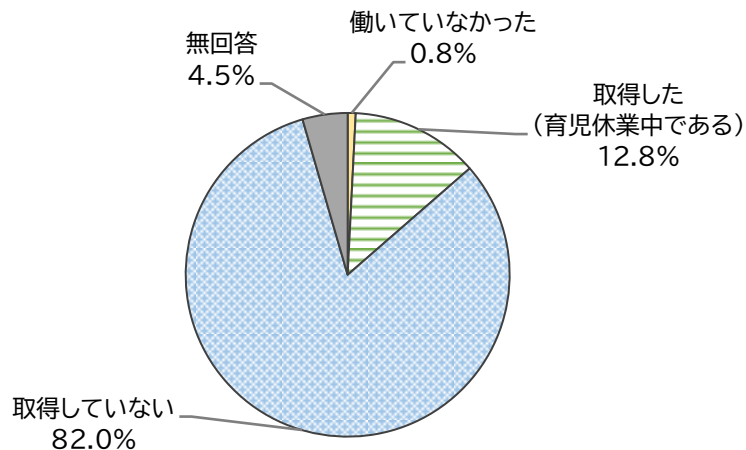
また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（34.3%）と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」（1.1%）を合わせた35.4%が『パート・アルバイト等での就労』となっています。

なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（15.2%）と「これまで就労したことがない」（0.7%）を合わせた15.9%は『就労していない』と回答しています。

②父親の育児休業制度の利用状況について

ア 父親の育児休業の取得状況（就学前児童保護者）

【n=1,166】



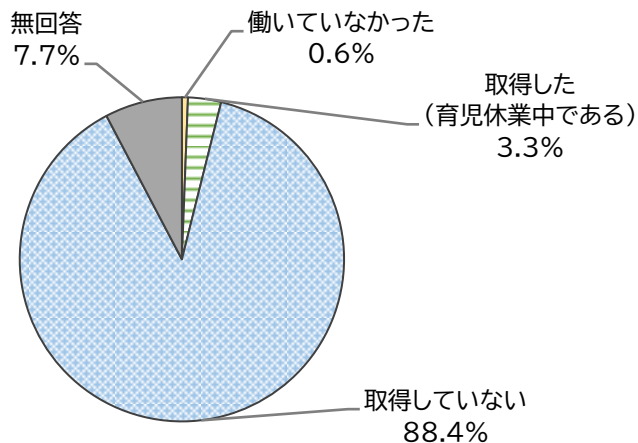
父親の育児休業の取得状況は、「取得した（育児休業中である）」が12.8%、「取得していない」が82.0%となっています。

なお、0.8%は「働いていなかった」と回答しています。

育児休業を取得していない父親956人に、取得しなかった理由を尋ねると、「仕事が忙しかった」が43.7%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（35.7%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（34.8%）、「配偶者が育児休業制度を利用した」（33.2%）、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（14.0%）、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（10.6%）と続いています。

イ 父親の育児休業の取得状況（就学児童保護者）

【n=699】



父親の育児休業の取得状況は、「取得した（育児休業中である）」が3.3%、「取得していない」が88.4%となっています。

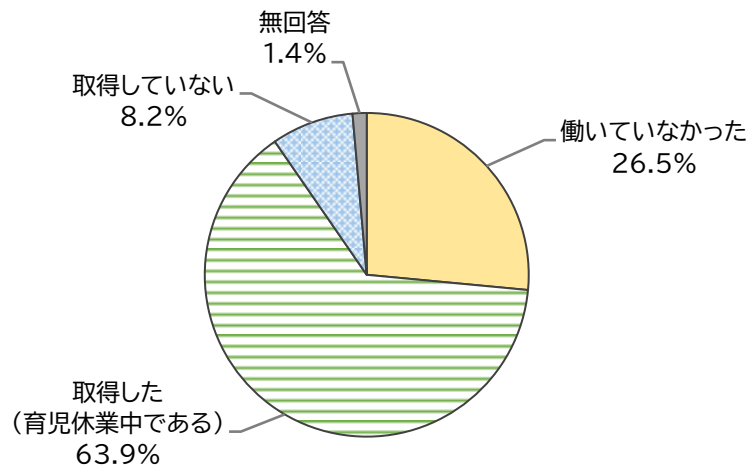
なお、0.6%は「働いていなかった」と回答しています。

育児休業を取得していない父親618人に、取得しなかった理由を尋ねると、「仕事が忙しかった」が37.1%と最も多く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」（31.2%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（30.3%）、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（24.8%）、「配偶者が育児休業制度を利用した」（23.1%）と続いています。

③母親の育児休業制度の利用状況について

ア 母親の育児休業の取得状況（就学前児童保護者）

【n=1,166】



母親の育児休業の取得状況は、「取得した（育児休業中である）」が63.9%、「取得していない」が8.2%となっています。

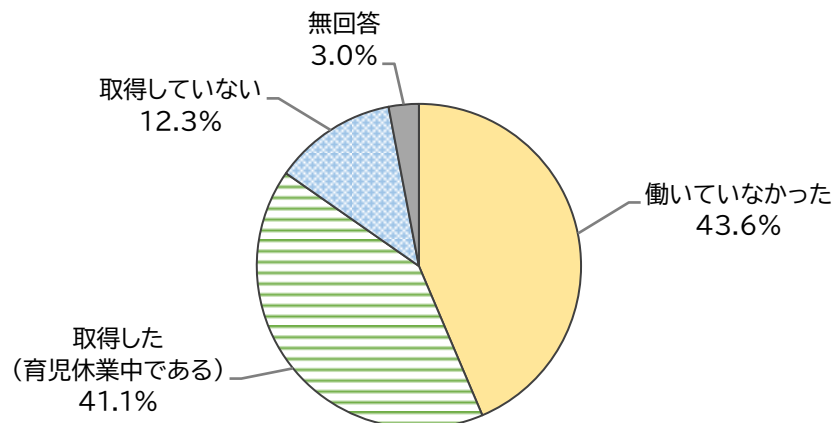
なお、26.5%は「働いていなかった」と回答しています。

育児休業を取得していない母親96人に、取得しなかった理由を尋ねると、「子育てや家事に専念するため退職した」が22.9%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（17.7%）、「仕事が忙しかった」（16.7%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」（それぞれ10.4%）と続いています。

また、24.0%が「その他」と回答しており、その内容としては「自営業のため」、「妊娠中の体調不良により退職・休職したため」などがみられました。

イ 母親の育児休業の取得状況（就学児童保護者）

【n=699】



母親の育児休業の取得状況は、「取得した（育児休業中である）」が41.1%、「取得していない」が12.3%となっています。

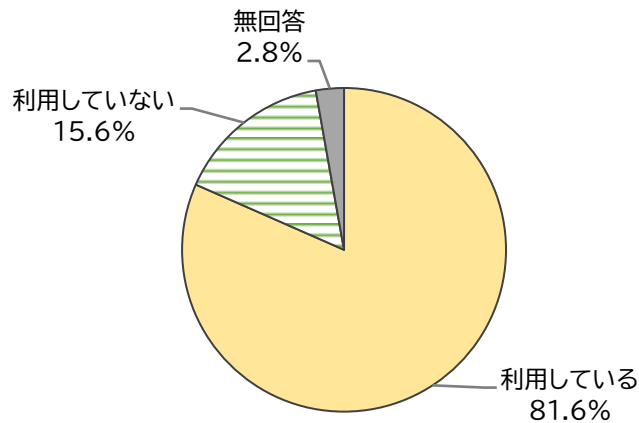
なお、43.6%が「働いていなかった」と回答しています。

育児休業を取得していない母親86人に、取得しなかった理由を尋ねると、「子育てや家事に専念するため退職した」が31.4%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（20.9%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（16.3%）、「仕事が忙しかった」（14.0%）と続いています。

また、19.8%が「その他」と回答しており、その内容として「自営業のため」、「上の子が保育所を退所になってしまうため」などがみられました。

④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前児童保護者）

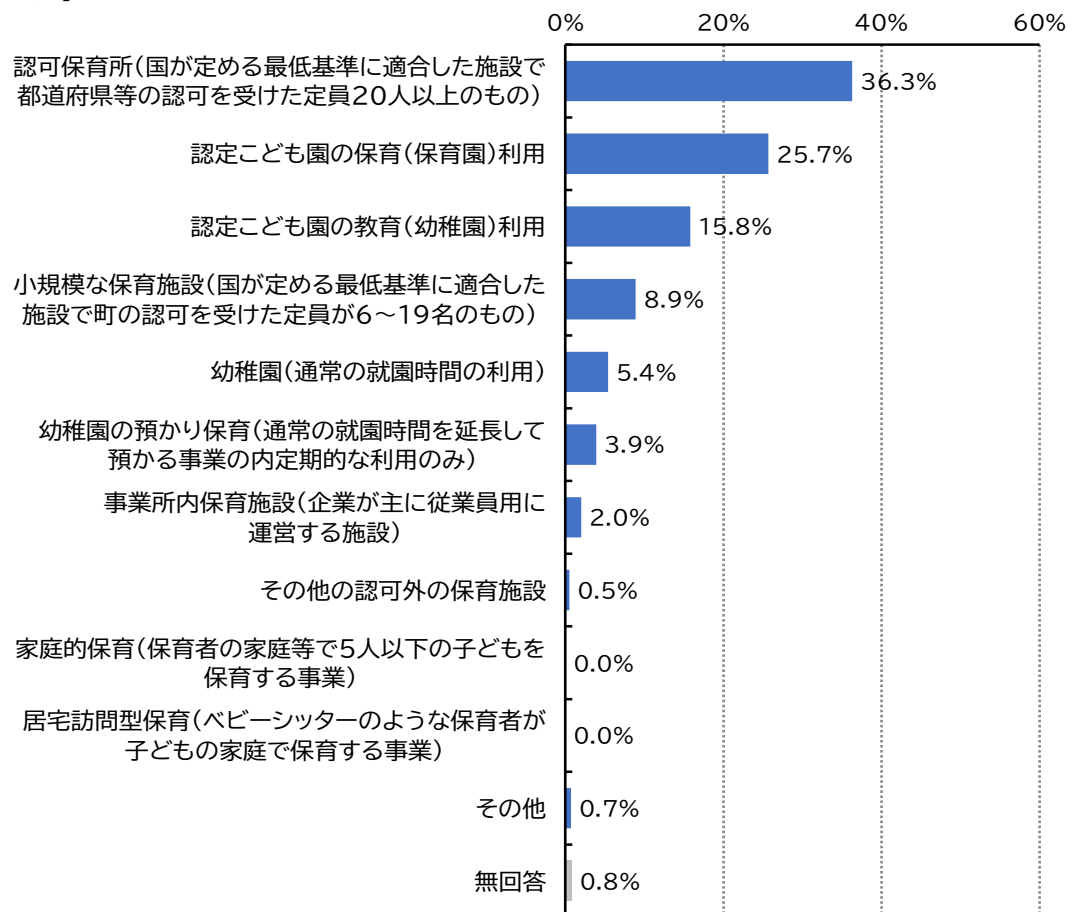
【n=1,166】



平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」が81.6%、「利用していない」が15.6%となっています。

⑤現在利用している定期的な教育・保育の事業（就学前児童保護者）

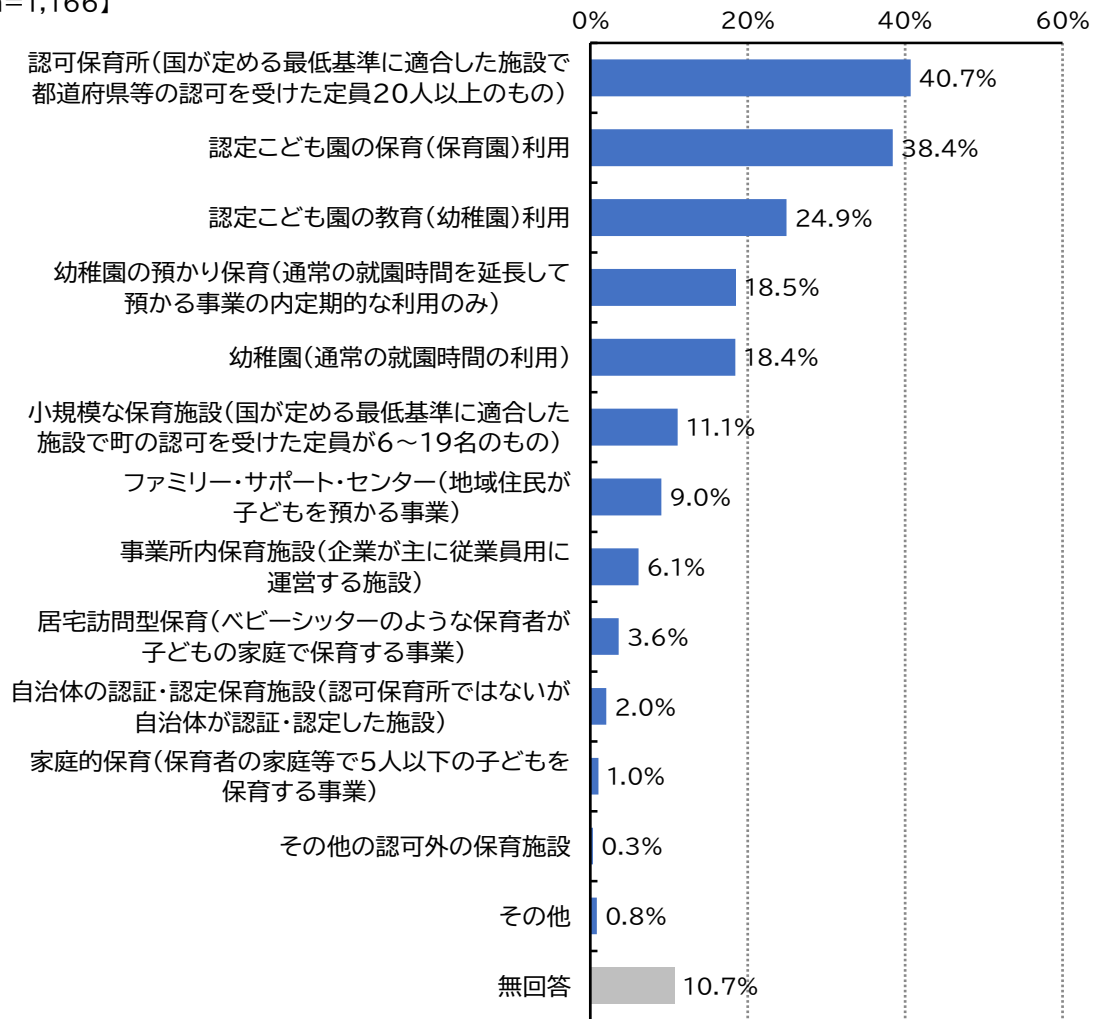
【n=951】



認可保育所が36.3%と最も多く、次いで認定こども園の保育（保育園）25.7%、認定こども園の教育（幼稚園）利用（15.8%）、小規模な保育施設8.9%、幼稚園（通常の就園時間の利用）5.4%となっています。

⑥平日、定期的に利用したい教育・保育の事業（就学前児童保護者）（複数回答）

【n=1,166】

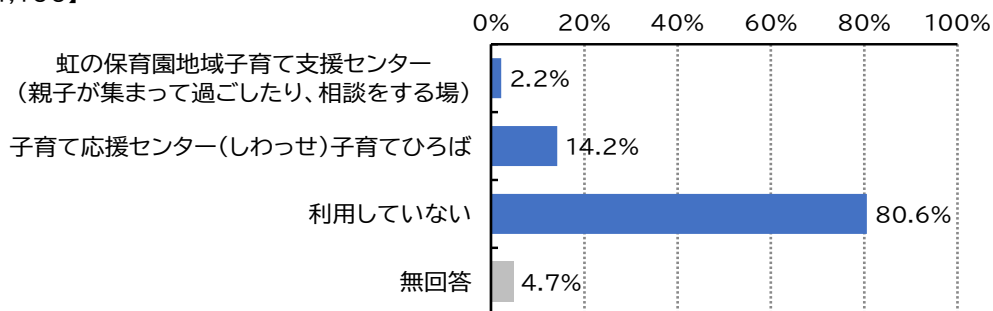


平日の教育・保育の事業として、「定期的な」利用をしたいと考える事業は、認可保育所が40.7%と最も多く、次いで認定こども園の保育（保育園）利用（38.4%）、認定こども園の教育（幼稚園）利用（24.9%）、幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業の内定期的な利用のみ）（18.5%）、幼稚園（通常の就園時間の利用）（18.4%）と続いています。

⑦地域の子育て支援拠点事業の利用状況について（就学前児童保護者）（複数回答）

ア 地域子育て支援拠点事業を利用しているか

【n=1,166】



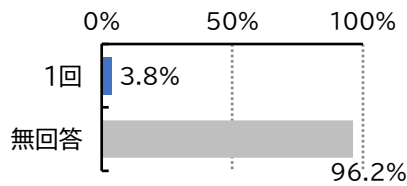
利用している地域子育て支援拠点事業は、「虹の保育園地域子育て支援センター」が2.2%、「子育て応援センター（しわっせ）子育てひろば」が14.2%となっています。
なお、80.6%は「利用していない」と回答しています。

イ 地域子育て支援拠点事業の利用頻度

①虹の保育園子育て支援センター

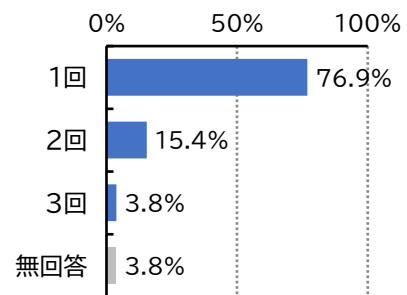
・ 1 週あたりの回数

【n=26】



・ 1 か月あたりの回数

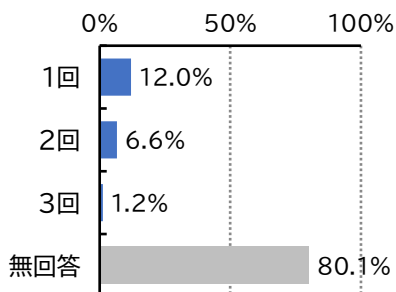
【n=26】



②子育て応援センター「しわっせ」子育てひろば

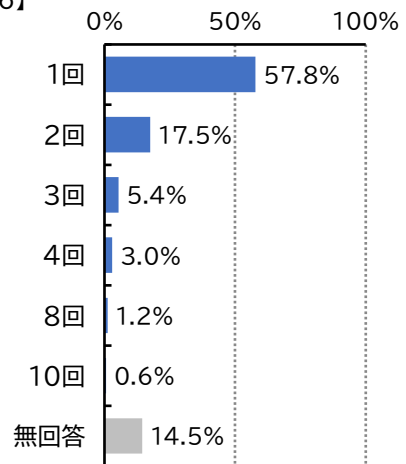
・ 1 週あたりの回数

【n=166】



・ 1 か月あたり利用頻度

【n=166】

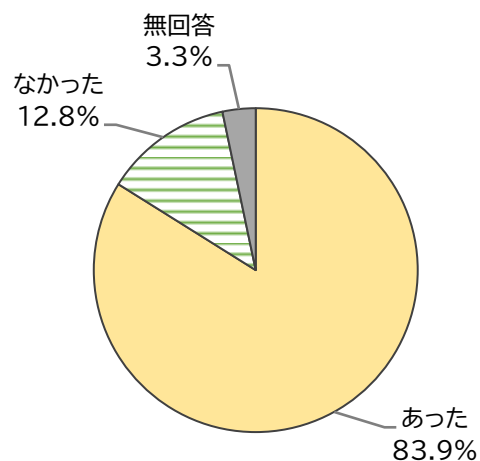


⑧病気の際の対応について【平日の教育・保育を利用する方のみ】

(就学前児童保護者)

ア 病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかった経験

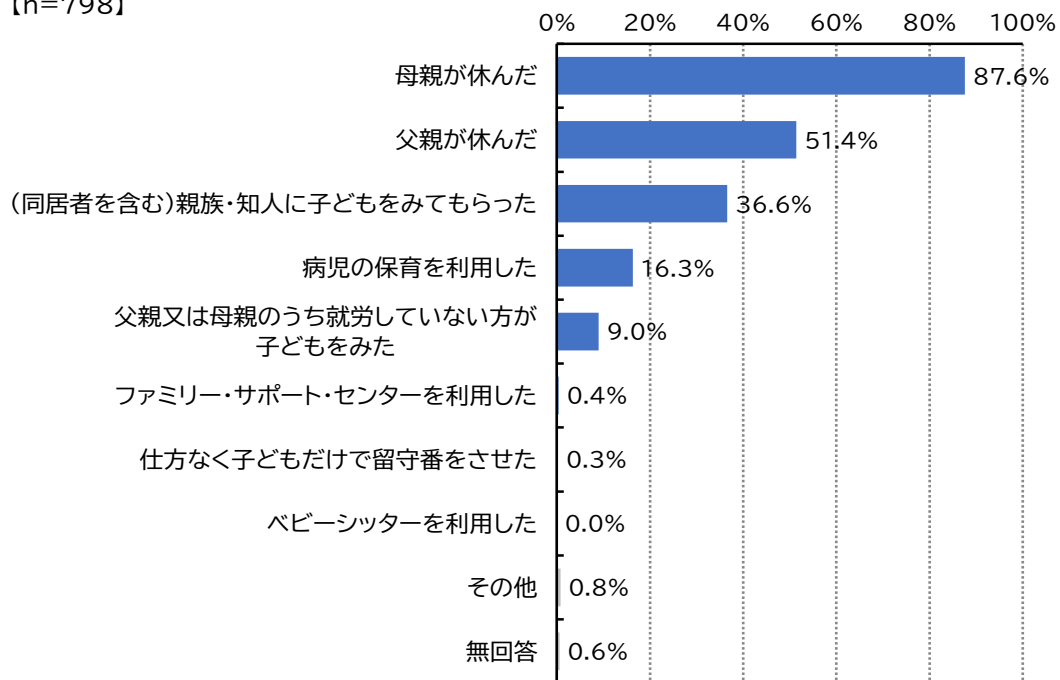
【n=951】



平日の教育・保育事業を「利用している」と回答した 951 人に、子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことがあったか尋ねると、「あった」が 83.9%、「なかった」が 12.8%となっています。

イ 病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法 (複数回答)

【n=798】



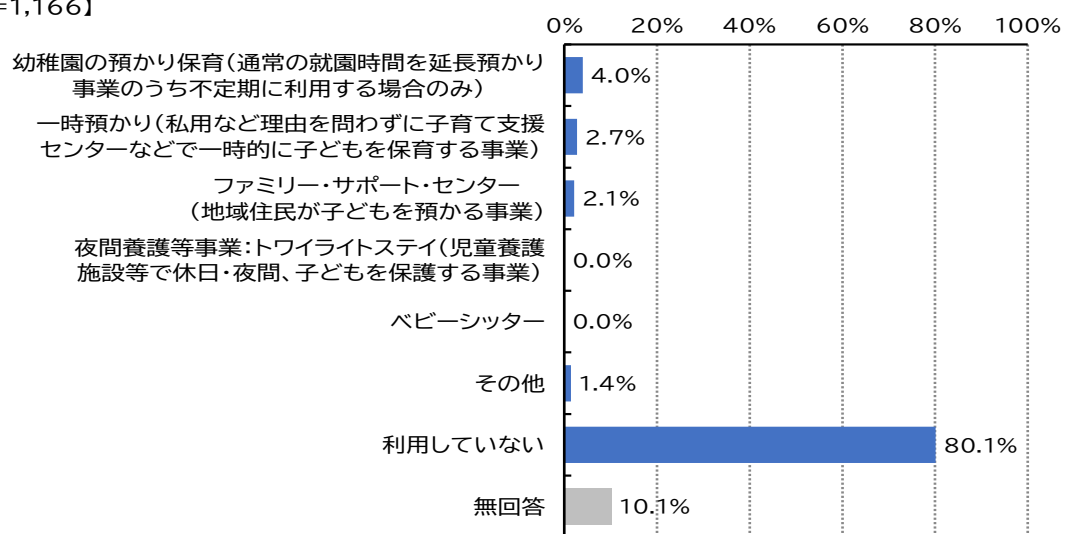
子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことがあったと回答した798人に、1年間における対処方法を探ねると、「母親が休んだ」が87.6%と最も多く、次いで「父親が休んだ」(51.4%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(36.6%)、「病児の保育を利用した」(16.3%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(9.0%)、「ファミリー・サポート・センターを利用した」(0.4%)、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」(0.3%)となっています。

⑨不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用について(複数回答)

(就学前児童保護者)

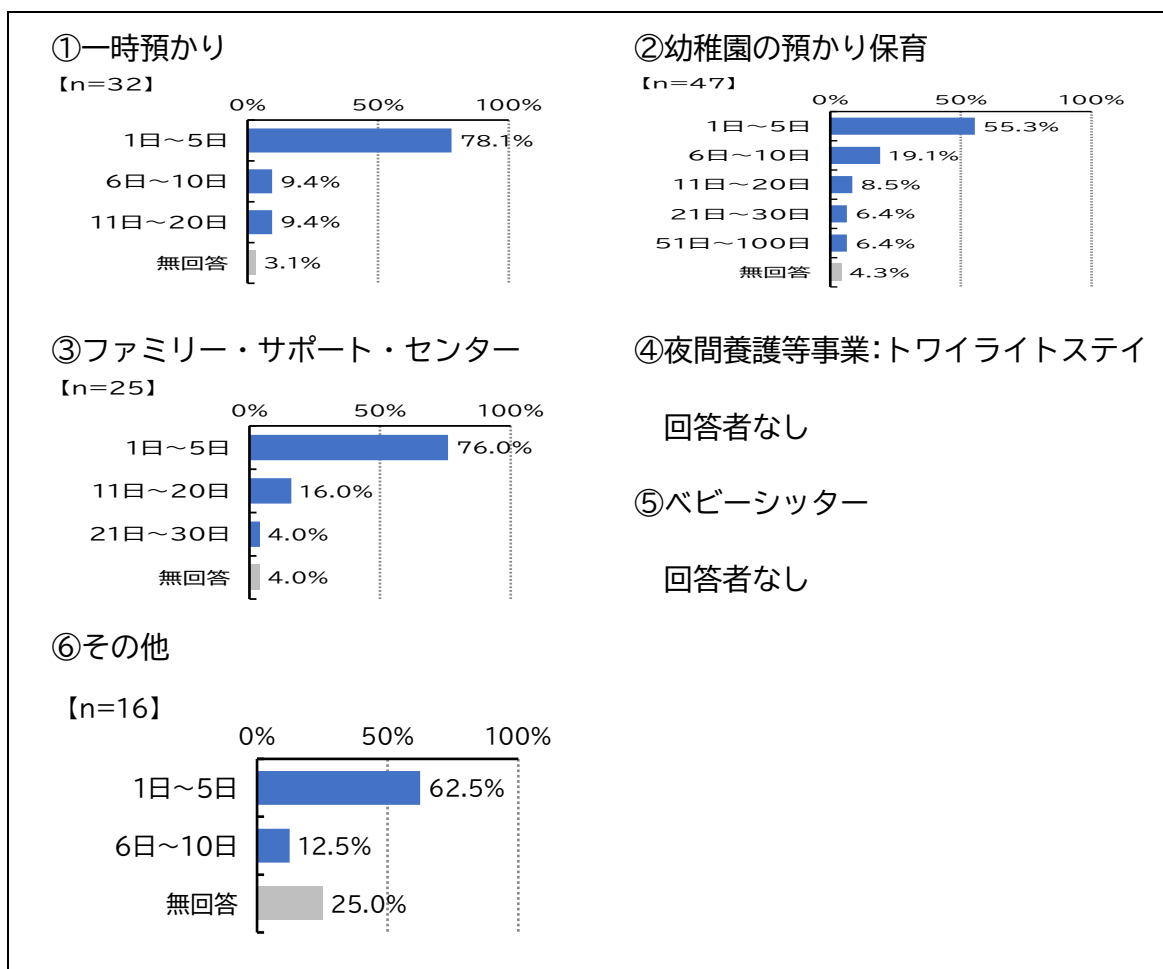
私用等の目的での不定期の教育・保育事業の利用状況

【n=1,166】



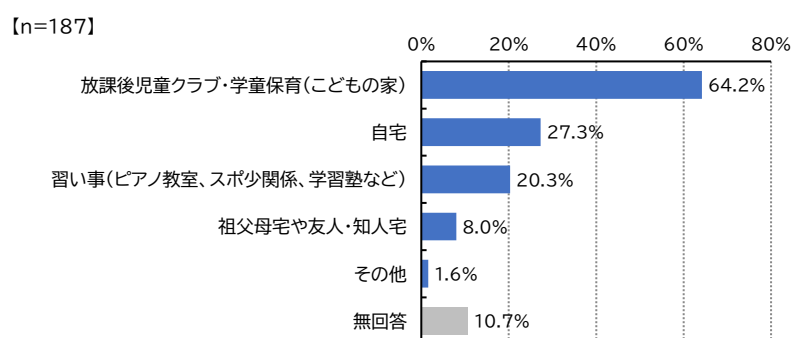
幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長預かり事業のうち不定期に利用する場合のみ)」が4.0%と最も多く、次いで「一時預かり(私用など理由を問わずに子育て支援センターなどで一時的に子どもを保育する事業)」(2.7%)、「ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)」(2.1%)となっています。なお、80.1%は「利用していない」と回答しています。

●事業ごとの年間利用日数については、次のとおりとなっています。



⑩小学校就学後の過ごさせ方について（就学前児童保護者 5 歳以上のみ）

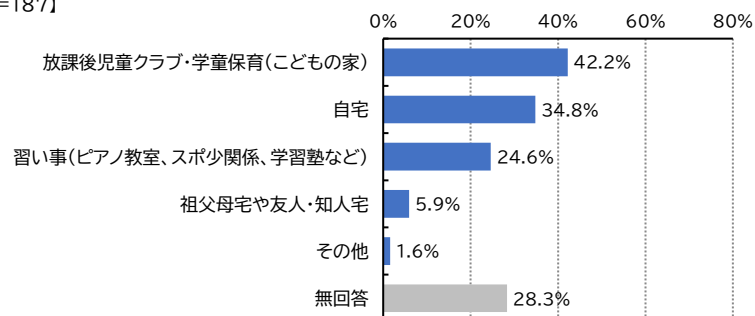
ア 小学校低学年（1・2 年生）時に子どもを放課後に過ごさせたい場所（複数回答）



5 歳以上の子どもの保護者 187 人に、小学校低学年（1・2 年生）のうちは放課後の時間をどこで過ごさせたいか尋ねると、「放課後児童クラブ・学童保育（こどもの家）」が 64.2%と最も多く、次いで「自宅」（27.3%）、「習い事（ピアノ教室、スポ少関係、学習塾など）」（20.3%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（8.0%）となっています。

イ 小学校中学年（３・４年生）時に子どもを放課後に過ごさせたい場所（複数回答）

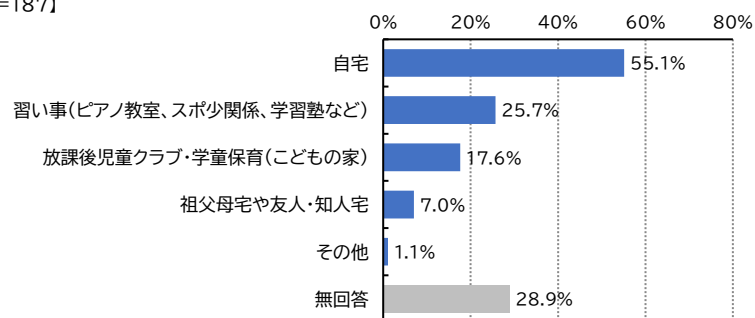
【n=187】



５歳以上の子どもの保護者 187 人に、小学校中学年（３・４年生）になったら放課後の時間をどこで過ごさせたいか尋ねると、「放課後児童クラブ・学童保育（こどもの家）」が 42.2%と最も多く、次いで「自宅」（34.8%）、「習い事（ピアノ教室、スポ少関係、学習塾など）」（24.6%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（5.9%）となっています。

ウ 小学校高学年（５・６年生）時に子どもを放課後に過ごさせたい場所（複数回答）

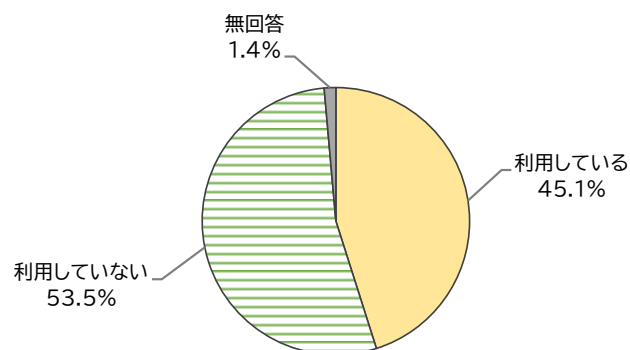
【n=187】



５歳以上の子どもの保護者 187 人に、小学校高学年（５・６年生）になったら放課後の時間をどこで過ごさせたいか尋ねると、「自宅」が 55.1%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポ少関係、学習塾など）」（25.7%）、「放課後児童クラブ・学童保育（こどもの家）」（17.6%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（7.0%）となっています。

エ こどもの家（放課後児童クラブ）を利用しているか（就学児童保護者）

【n=699】

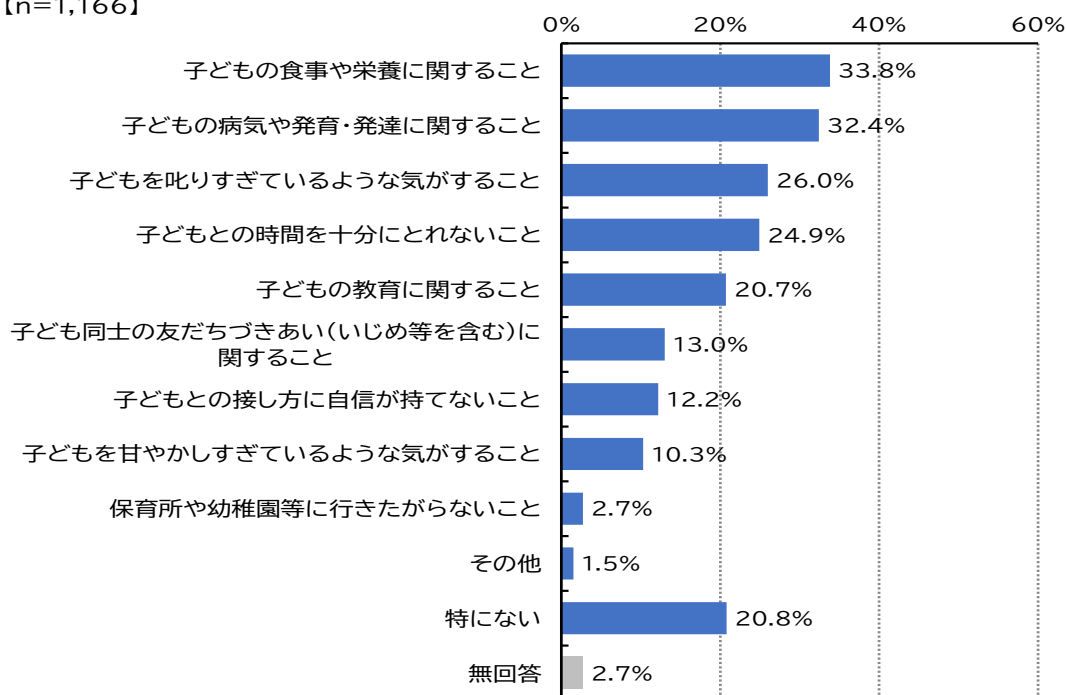


こどもの家（放課後児童クラブ）を利用しているかは、「利用している」が 45.1%、「利用していない」が 53.5%となっています。

⑪子どもに関することで悩んでいることや気になること（複数回答）

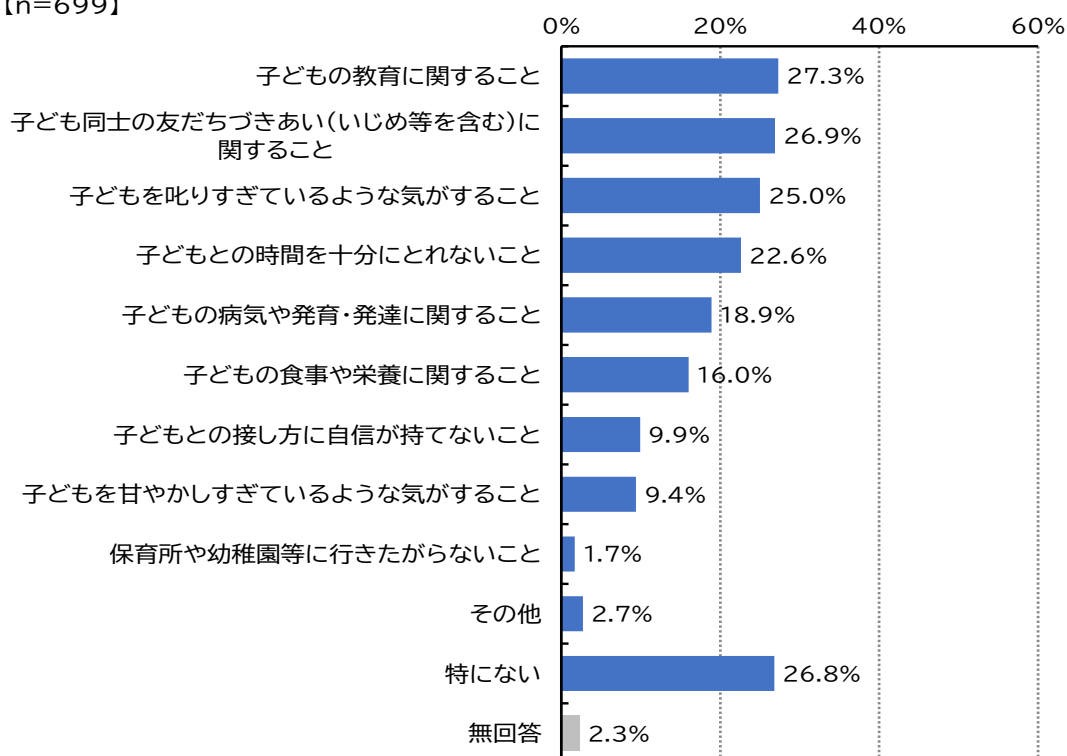
（就学前児童保護者）

【n=1,166】



（就学児童保護者）

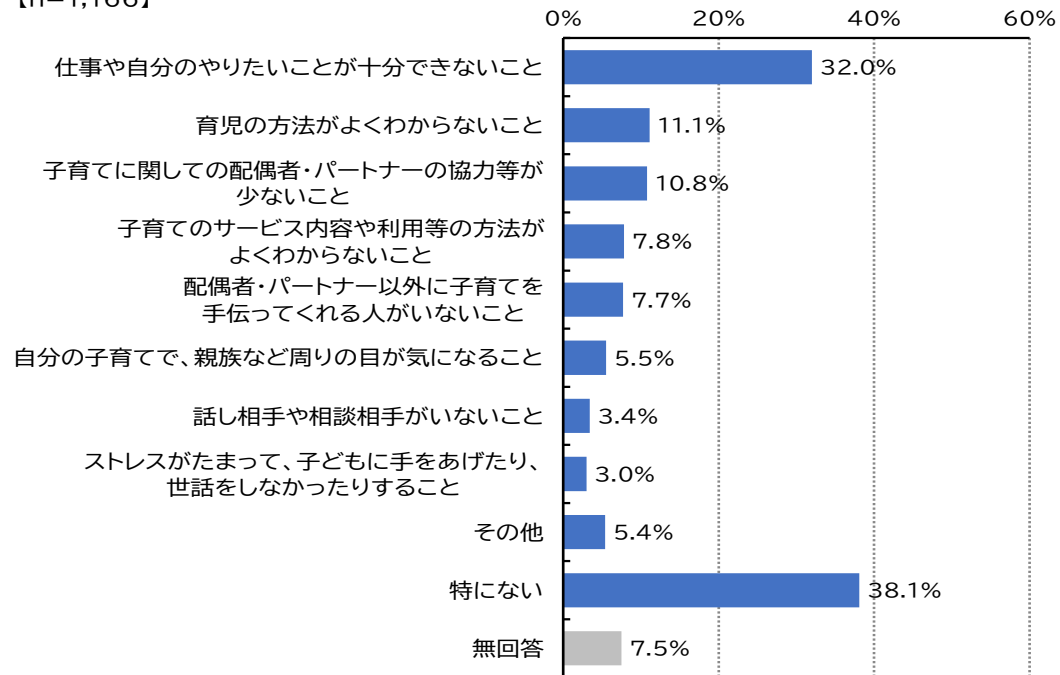
【n=699】



⑫ご自身（回答者）に関することで、悩んでいることや気になること（複数回答）

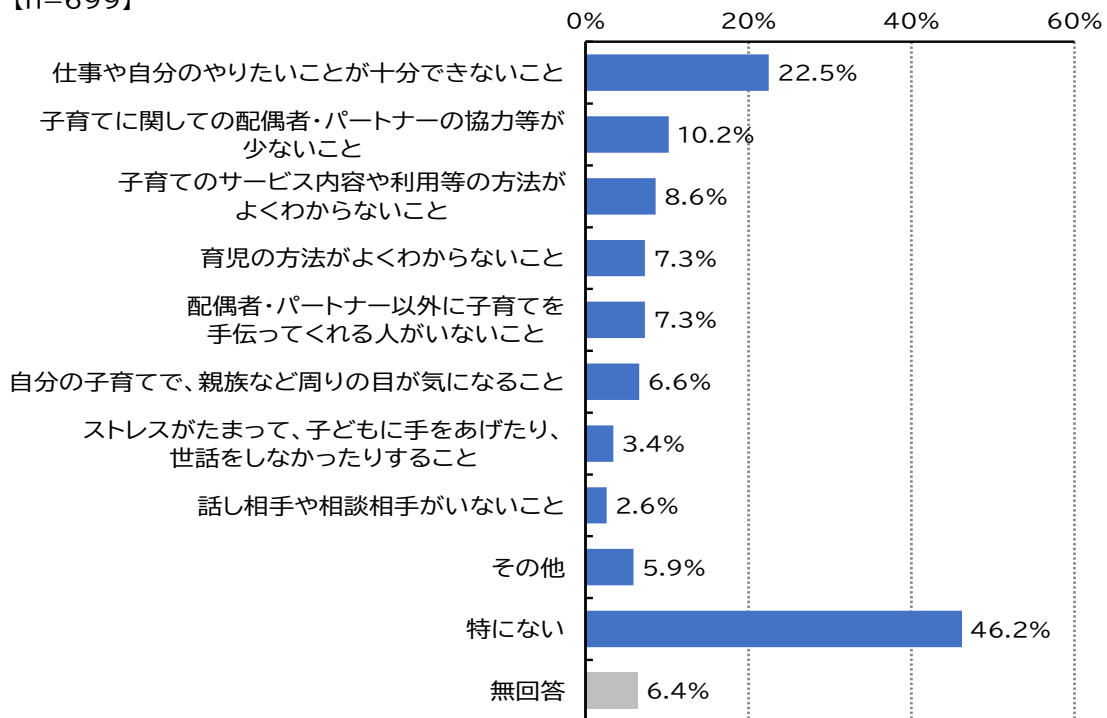
（就学前児童保護者）

【n=1,166】



（就学児童保護者）

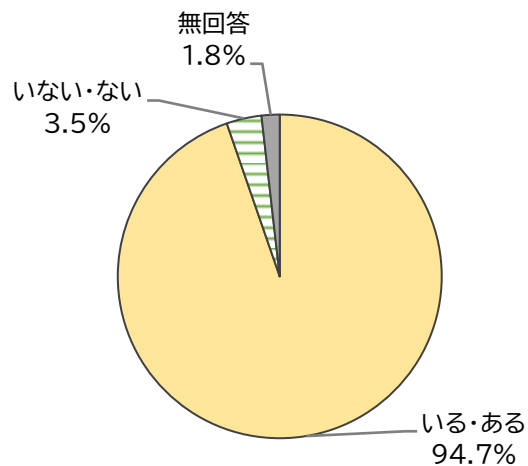
【n=699】



⑬子どもの育ちをめぐる環境について

ア 子育てに関する相談相手の有無（就学前児童保護者）

【n=1,166】

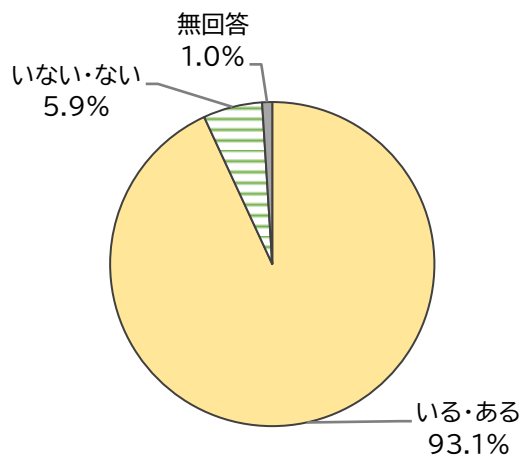


子育てをする上で、気軽に相談できる人がいるかは「いる・ある」が94.7%、「いない・ない」が3.5%となっています。

子育てをする上で、気軽に相談できる人がいると回答した1,104人に、相談先を尋ねると、「祖父母等の親族」が84.7%と最も多く、次いで「友人や知人」（78.9%）、「保育所・幼稚園等の先生」（54.1%）、「かかりつけの医師」（25.0%）、「近所の人」（11.6%）と続いています。

イ 子育てに関する相談相手の有無（就学児童保護者）

【n=699】



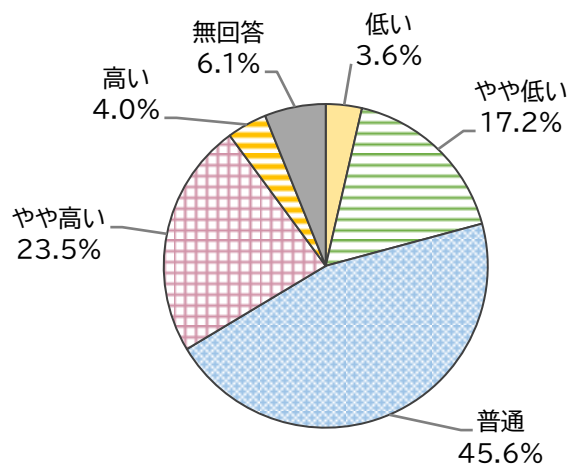
子育てをする上で、気軽に相談できる人がいるかは「いる・ある」が93.1%、「いない・ない」が5.9%となっています。

子育てをする上で、気軽に相談できる人がいると回答した651人に、相談先を尋ねると、「祖父母等の親族」が82.2%と最も多く、次いで「友人や知人」（76.0%）、「小学校等の先生」（31.3%）、「かかりつけの医師」（16.0%）、「近所の人」（14.6%）と続いています。

⑭町における子育て環境や支援の満足度

(就学前児童保護者)

【n=1,166】

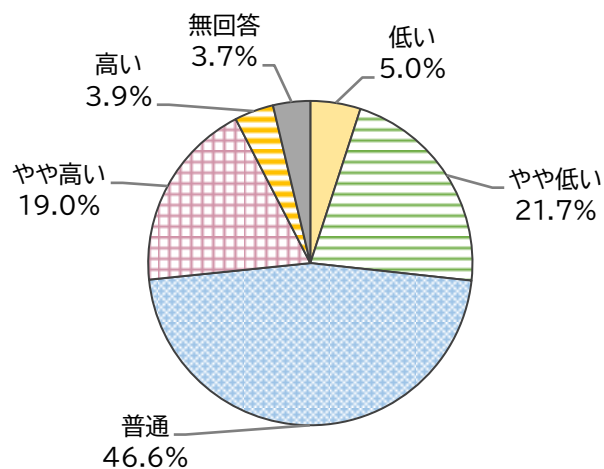


町における子育ての環境や支援・施策への満足度は、「低い」(3.6%)と「やや低い」(17.2%)を合わせた20.8%が『低いほうだ』と回答しており、「高い」(4.0%)と「やや高い」(23.5%)を合わせた27.5%が『高いほうだ』と回答しています。

また、45.6%は「普通」と回答しています。

(就学児童保護者)

【n=699】



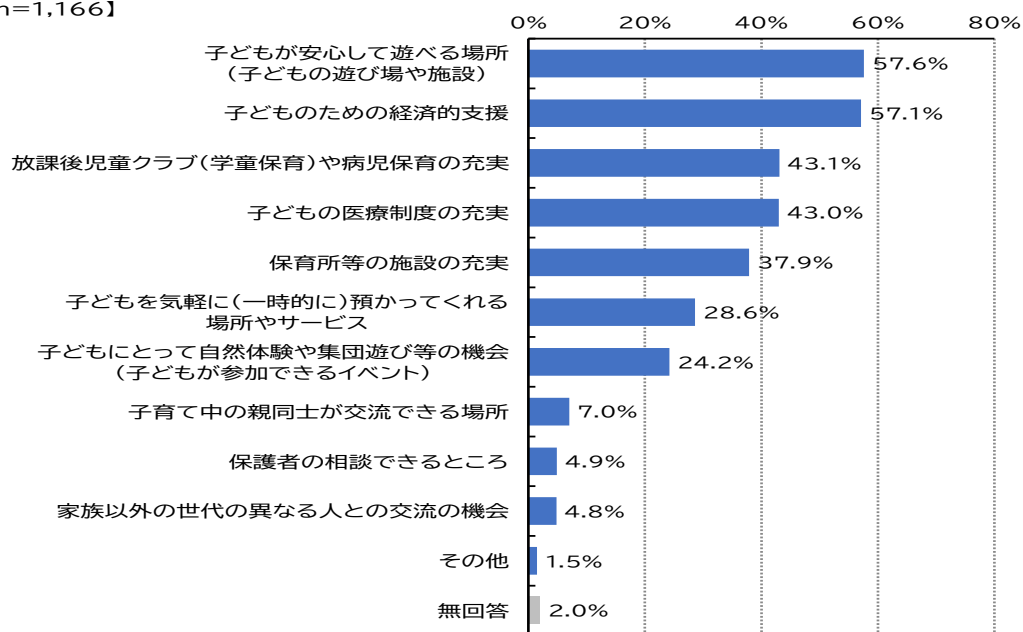
町における子育ての環境や支援・施策への満足度は、「低い」(5.0%)と「やや低い」(21.7%)を合わせた26.7%が『低いほうだ』と回答しており、「高い」(3.9%)と「やや高い」(19.0%)を合わせた22.9%が『高いほうだ』と回答しています。

また、46.6%は「普通」と回答しています。

⑮子育て環境について、今後充実してほしいこと（複数回答）

（就学前児童保護者）

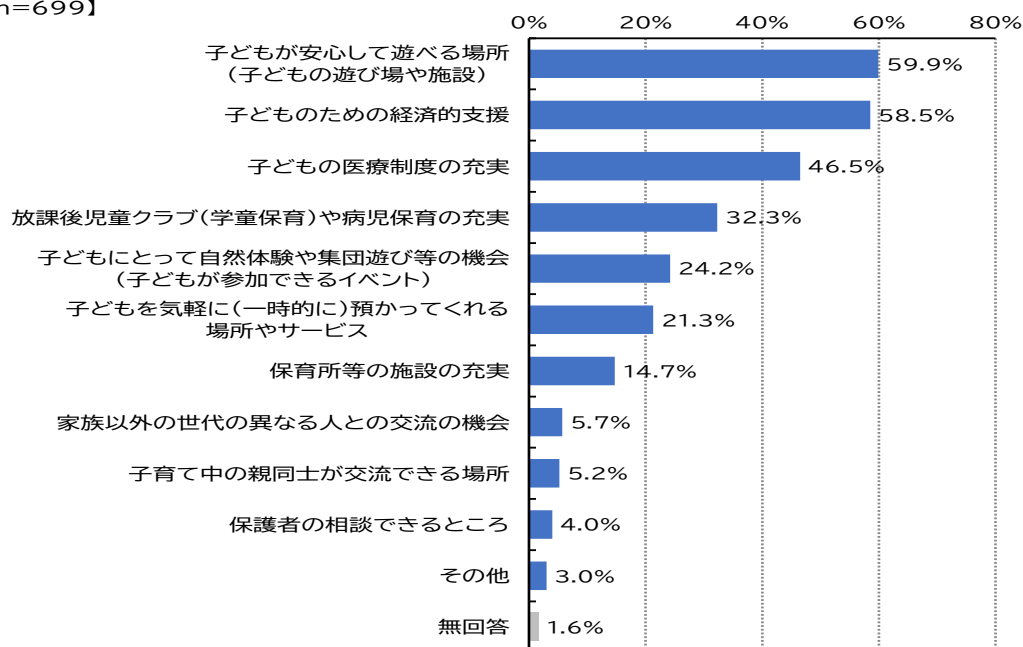
【n=1,166】



子育て環境について、今後充実してほしいことは、「子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）」が57.6%と最も多く、次いで「子どものための経済的支援」（57.1%）、「放課後児童クラブ（学童保育）や病児保育の充実」（43.1%）、「子どもの医療制度の充実」（43.0%）、「保育所等の施設の充実」（37.9%）と続いています。

（就学児童保護者）

【n=699】



子育て環境について、今後充実してほしいことは、「子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）」が59.9%と最も多く、次いで「子どものための経済的支援」（58.5%）、「子どもの医療制度の充実」（46.5%）、「放課後児童クラブ（学童保育）や病児保育の充実」（32.3%）、「子どもにとって自然体験や集団遊び等の機会（子どもが参加できるイベント）」（24.2%）と続いています。

(3) ニーズ調査結果のまとめ

ア 教育・保育について

町では、女性の就業率の上昇を背景に、3歳未満児の保育ニーズが増加しており、令和2年度に小規模保育園4園、さらに令和4年度に小規模保育園1園、令和6年度に認可保育園1園が整備されました。

ニーズ調査結果をみると、「平日、定期的に利用したい教育・保育事業」として認可保育園や認定こども園を望む声が大きく、「未就労の母親の就労意向」として、現在未就労のうち77.5%が今後の就労の意向を示しており、また、女性（20歳から49歳まで）の就業率が令和2年度では77.8%と高い水準を推移していることから保育を必要とする家庭が増加していくことが想定されます。

このような保育ニーズの高まりに対応できるよう、町においても、適切なタイミングで民間の力を活用しつつ施設整備を進め、待機児童0人を目指して引き続き教育・保育の量を確保していくことが必要です。

また、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育の量の確保とともに、保育者のスキル及び専門性の向上などの質の向上を図ることが重要です。

イ 地域子ども・子育て支援事業について

女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加に伴い、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。町では、全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じています。

また、様々なニーズに即した必要な支援をするため、母子健康手帳の交付時の面談、妊産婦健康診査の実施や産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て支援拠点事業の活動に取り組んでおり、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を引き続き実施することが必要です。

ニーズ調査結果では、平日の「定期的な教育・保育事業」を利用していない方は15.6%で、不定期の教育・保育事業の利用を希望している方が47.5%となっており、教育・保育事業のニーズが増加傾向になっています。

また、「できれば病児保育施設等を利用したい」保護者は就学前児童で44.4%、就学児童で22.4%となっています。町では平成29年度から病児保育を開設し、ニーズへの対応を進めていますが、今後も多様なニーズに対応していくことが重要です。

ウ 子育て支援施策の充実を図るための関連施策について

全国的に女性の育児休業取得率は上昇していますが、男性の育児休業取得率は女性に比べると依然として低い割合となっています。働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援のため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

また、ニーズ調査結果から、ストレスで子どもに手をあげたり、世話をしなかったりするという悩みを持つ保護者が、就学前児童保護者で3%、小学生児童保護者で3.4%います。

児童虐待通報においても、依然として虐待が疑われる事案が発生しています。子育ての不安に寄り添い、日頃から相談しやすい体制と関係の構築が必要です。

さらに、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

近年、発達が気になる児童が増加しており、子どもの発達の状況に応じた支援が求められています。ニーズ調査の結果から、「病気や発育・発達に関すること」に悩みを持つ就学前児童保護者は32.4%となっており、発達に課題のある子どもと家族への継続的な相談支援・啓発活動と研修等を関係機関と連携して進めることが必要です。

4 第二期計画の目標値と実績

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和5年度 目標達成度※	
教育事業	3歳～5歳	目標	333	299	283	285	283	80.5%	
		実績	288	271	249	228	—		
保育事業		目標	747	768	772	773	767	135.0%	
		実績	903	967	997	1,036	—		
2号 認定	3歳～5歳	目標	389	410	420	430	431	133.4%	
		実績	481	519	556	575	—		
	3号 認定	0歳	目標	63	61	60	58	57	194.7%
			実績	101	105	120	111	—	
		1歳～2歳	目標	295	297	292	285	279	125.4%
			実績	321	343	321	350	—	
利用者支援事業		目標	1	1	1	1	1	300.0%	
		実績	3	3	3	3	3		
地域子育て支援拠点事業		目標	13,900	13,900	13,600	13,300	13,000	79.9%	
		実績	7,823	7,491	8,799	10,393	—		
妊産婦健康診査		目標	200	198	196	194	192	76.0%	
		実績	174	200	177	146	—		
乳幼児家庭全戸訪問事業 (母子保健)		目標	180	178	176	174	172	93.6%	
		実績	178	187	191	161	—		
養育支援訪問支援事業 (母子保健)		目標	70	70	70	70	70	65.7%	
		実績	6	32	41	46	—		
子育て短期支援事業		目標	7	7	7	7	7	0%	
		実績	0	0	0	0	0		
ファミリー・サポート ・センター事業		目標	1	1	1	1	1	100.0%	
		実績	1	1	1	1	1		
一時預かり事業	一般型	目標	600	600	600	600	600	98.6%	
		実績	433	617	357	592	—		
	幼稚園型	目標	12,700	12,700	12,700	12,700	12,700	86.1%	
		実績	13,170	15,328	11,899	10,943	—		
延長保育事業	実施箇所	目標	5	5	5	5	5	100.0%	
		実績	5	5	5	5	6		
	実利用者	目標	350	347	342	341	337	92.5%	
		実績	312	262	309	312	—		
病児保育事業	実施箇所	目標	1	1	1	1	1	100.0%	
		実績	1	1	1	1	1		
	延利用者	目標	600	600	600	600	600	142.8%	
		実績	603	640	675	857	—		
放課後児童クラブ事業	支援単位数	目標	16	16	17	17	17	100.0%	
		実績	16	16	17	17	17		
	定員	目標	513	513	575	590	630	100.0%	
		実績	513	513	575	590	590		
低所得世帯に対する実費 徴収補足給付事業		目標	—	—	—	—	—	—	
		実績	3	0	0	0	2		

※令和5年度実績確保数を令和6年度目標確保数で除した数字です。

なお、実績確保数が利用者数の事業及び実施していない事業は、目標達成度の算出をしていません。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ライフスタイルや経済社会の変化の中で、保護者が就労等の社会参画をしながら、次世代を担う全ての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としつつ、地域社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

町は、全ての子どもと保護者が笑顔で過ごせる環境を整え、安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指しています。そのために、「子育てと子どもの成長をみんなで支え合うまち」を基本理念として、支援施策を推進します。

2 策定体制

本計画の策定にあたっては、関係団体、有識者、公募の町民からなる「紫波町子ども・子育て会議」を開催し、協議・検討を行いました。

また、住民ニーズ調査によるサービスの利用希望、計画案に対するパブリックコメントの募集等、町民のみなさんから意見をいただき、計画への反映に努めました。

3 現行制度の概要

(1) 子どものための教育・保育給付

給付区分	種類
施設型給付 (教育・保育)	幼稚園、保育所、認定こども園（幼稚園と保育所の双方を兼ね備えた施設）
地域型保育給付 (家庭的保育事業等)	家庭的保育事業（5人以内）、小規模保育事業（6～19人） 居宅訪問型保育事業（1人）、事業所内保育事業（地域受入枠を義務化）

(2) 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付事業	①幼稚園（未移行） ②特別支援学校 ③認可外保育施設 ④預かり保育事業 ⑤一時預かり保育事業 ⑥病児保育事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業
------------------	---

(3) 児童手当

0歳から高校生までを対象とし、児童手当法に定める額を支給します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業

町が地域の子ども・子育て家庭の事情に応じて実施する事業です。

この事業は、「子ども・子育て支援法」で定められています。

給付区分	種類
地域子ども ・子育て支 援事業	①利用者支援事業
	②地域子育て支援拠点事業
	③妊産婦健康診査事業（母子保健）
	④乳幼児家庭全戸訪問事業（母子保健）
	⑤養育支援訪問等事業（母子保健）
	⑥子育て短期支援事業
	⑦ファミリー・サポート・センター事業
	⑧一時預かり事業
	⑨延長保育事業
	⑩病児保育事業
	⑪放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）
	⑫実費徴収に係る補足給付事業
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑭子育て世帯訪問支援事業
	⑮児童育成支援拠点事業
	⑯親子関係形成支援事業
	⑰妊婦等包括相談支援事業
	⑱乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）
	⑲産後ケア事業

(5) 保育の必要性の認定

①施設型、地域型保育を利用するための認定区分

平成27年4月から、保育園や幼稚園、認定こども園を利用するときには、「支給認定」の申請が必要となります。「支給認定」は、子どもの年齢と保育の必要性の有無によって、1号、2号、3号の区分に認定されます。

認定区分	内容
1号認定	満3歳以上の就学前児童で2号認定以外の子ども
2号認定	満3歳以上の就学前児童で児童施設等での保育が必要な子ども
3号認定	満3歳未満の児童で児童施設等での保育が必要な子ども

②施設等利用給付の認定区分（新・認定区分）

幼児教育・保育の無償化制度の対象となる施設を利用する際に必要な認定です。認定を受けることで、保育料や入園料、預かり保育料などの補助を受けることができます。

認定区分	内容
1号認定	満3歳以上の就学前児童で2号認定以外の子ども
2号認定	満3歳以上の就学前児童で児童施設等での保育が必要な子ども
3号認定	満3歳未満の児童で児童施設等での保育が必要な子ども

③認定基準

保育の必要性の認定（2号及び3号認定）にあたっては、以下の基準に基づきます。

区分	利用時間
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労（最低就労時間は月48時間） ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに準ずる状況があると町長が認めるとき
保育時間	①標準時間保育（11時間/日） ・月に120時間以上就労している方 ・短時間の枠を超えて保育が必要と認められた方 ②短時間保育（8時間/日） ・月に48時間以上120時間未満就労している方 ・求職中の方 ・その他短時間の枠内で保育を必要とする方

第4章 基本施策

1 子どもの生涯にわたるより豊かな人格形成の基礎を育む場の充実

(1) 保育施設における豊かな幼児教育の推進

子どもの育ちは、乳児期から幼児期、小学校、中学校、そして大人へとつながっています。それぞれの育ちは、次の育ちの土台となり、次のステップにつながる意味のある育ちです。令和5(2023)年に策定された「こども基本法」や「こども大綱」により「こどもまんなか社会※」の実現に向けて、子どもの主体性や思いを尊重した保育・教育の推進が求められています。特に乳幼児期は人格形成の基礎の部分であり、その時期にふさわしい一人ひとりに応じた育ちの保障をしていくことが大切です。このことから就学前施設においては、育ちの理解を深め子どもの心豊かな遊び（学び）や育ちを実現するために、子どもが主体的、意欲的にいろいろなことに挑戦し関わる心を育てるための環境の工夫や保育者の関わりについて、その考え方や関わり方を学び、より質の高い保育を目指していくことが必要です。また、利用者のニーズを的確に把握し、既存の施設の円滑な運営や幼稚園、保育所から認定こども園への移行も含め、関係機関と連携しながら円滑に進められるよう支援します。

※こどもまんなか社会

子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に捉えることを指します。

子どもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができることを実践していきます。

また、子どもや子育てをしている人が自分らしさを失わず、健やかに安心して生活を送れるように権利を大切にし、子どもにとっての最善を考える取組です。

(2) 乳幼児教育の育ちの理解の促進

町では、保育の質の向上と保育者の専門性向上を目標に、園内研修に係る支援（幼児教育アドバイザーの派遣、公開保育の促進）、公私・施設類型を超えた施設職員の合同研修などを実施しています。

また、家庭や地域を含めた社会全体が「乳幼児期の育ちが人の一生の土台となり、生涯のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）を育む重要な時期である」ことを認識し、意識を高める必要があります。

就学前の子どもの保育・教育のあり方や子どもの育ちについて、保育施設からの発信や、町民に向けた広報誌、WEB サイト等により分かりやすい情報の提供に努めます。

(3) 幼保小連携の推進

保育所保育指針では、保育所において「保育所保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的

な生活態度などの基礎を培うようにすること」とされています。また、小学校学習指導要領（平成 29 年告示）では「小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動として遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと」とされています。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実に向け、幼保小の子ども同士の交流や職員同士の連携を進め、「幼保小の架け橋プログラム※」を実践し「主体的・対話的で深い学び※」を実現するため、幼保小の職員による継続的な対話の機会を創出し、地域に応じた接続期カリキュラムの実践と検証を進めます。

※幼保小の架け橋プログラム

幼児教育と小学校教育の接続を円滑にし、子どもたちの学びの連続性を確保するための取組を指します。

5 歳児から小学校 1 年生までの 2 年間を「架け橋期」として、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指したプログラムです。

※主体的・対話的で深い学び

これからの社会を創造していく子どもたちが、社会や世界と向き合い、そして関り合いながら、自分の人生を切り拓くための「生きる力」を育むために求められている学び方を指します。

知識の習得だけにとどまらず、子ども自身が自分で問題を解決し、意見を出し合い、主体的に学びを深めていく学び方です。

2 支援の必要な子どもが心身共に健やかに育つ環境の整備

（1）児童虐待防止対策、虐待を受けた児童・家庭への対応

核家族化や地域社会の変容により、子育てに困難を抱える世帯が増加し地域内での孤立や児童虐待、要支援・要保護児童、特定妊婦などの事例が増加しています。

紫波町こども家庭センターを中心に紫波町要保護児童対策地域協議会の運営を通じて、庁内の関係部署、福祉や教育、岩手県福祉総合相談センター等の関係機関との連携を強化し、虐待、ヤングケアラー等、子どもに関わる様々な悩みや不安などの相談対応を行い、虐待の未然防止、早期発見、対応に努めます。

※こども家庭センター

国は、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を目的に、令和 4 年 6 月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」を成立し、令和 6 年 4 月に施行しました。法改正により、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。町は健康福祉課の「子育て世代包括支援センター」とこども課の「こども家庭総合支援拠点」が有してきた機能、役割を引き続き維持し、一体化した組織となり相談支援機関として支援に努めます。

(2) 紫波町教育支援センター事業の充実

紫波町教育支援センターを設置し、全ての子どもの豊かな育ちを実現するため、それぞれが抱える悩みや問題に、より専門的に支援する「幼児ことばの教室」、「教育支援教室」を実施しています。

- ・ 幼児ことばの教室

ことばの発達に不安がある就学前の子どもが、話し方や発音指導を受ける教室です。幼児期から通室することにより、教室と家庭とで一緒に練習を重ねていくことで、言葉による学習・生活場面でのつまづきを軽くし、小学校入学後の生活が円滑に進むように支援します。

- ・ 教育支援教室「はばたき」

様々な理由で学校に行くことができない児童・生徒に対し、学習のサポートや生活習慣の習得等、個に応じた支援により、在籍校への復帰、社会的自立を応援します。

(3) 子どもの貧困対策の推進

関係機関との連携を強化し、相談の充実や周知、経済的な支援や生活環境の改善等支援を行うとともに、こども食堂等、貧困の状況にある子どもに対する地域との交流の場や活動を支援します。

(4) 適切な子育て・教育への接続の支援

発達障がいや特性、知的発達の遅滞により、周囲となじめずに、本来持っている自身の能力を育めない子どもが一定数おり、そのことが原因で不安や困難な経験を抱え、自己肯定感が低下することがあります。その結果、二次障がいを引き起こすケースも見受けられています。

子どもたちが将来、自立して生きていけるような育ちの実現を支援していくため、特性や障がいからの困難を克服し、バランスをとりながら社会性を育むことが重要です。

保護者や支援者も子どもとのより良い関係を構築し、共に育っていくための関わり方を学ぶなど「つながる」支援の充実を図ります。

(5) 悩みを抱える保護者が相談できる環境の提供

子どもや保護者が抱える悩みや相談の背景には多様な課題があり、その内容は複雑化・複合化しています。様々な不安や悩みごとを抱える子ども・保護者の支援ニーズに対応するため、紫波町こども家庭センターを中心に、保育施設・学校・主任児童委員・警察・岩手県福祉総合相談センター等の関係機関、庁内相談窓口と綿密な情報共有と連携を図りながら、相談、訪問体制を整えてきめ細やかな支援を行い、早期発見、虐待防止に努めます。

3 安心して子育てができる環境の整備

(1) 教育・保育区域の設定

子ども・子育て支援計画策定にあたっての基本指針では、市町村計画策定において「量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易（おおむね 30 分）に移動することが可能な区域を設定」することが求められています。

現在のサービス利用状況から勘案した結果、区域は町全域として設定することとします。

(2) ニーズの変化をとらえた保育・教育等の確保

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置付けられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

教育・保育施設	保育園	就労等、保護者の事情により保育を必要とする 0～5 歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	幼稚園	全ての 3～5 歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
	認定こども園	保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育	比較的小規模（6～19 人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
	家庭的保育	小人数（5 人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
	居宅訪問型保育	訪問先の居宅において 1 対 1 を基本として保育を提供する事業
	事業所内保育	企業が主として人材確保のため、従業員への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員への保育を行う施設

< 認定区分 >

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	新制度移行幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な就学前の子ども	認可保育園 認定こども園（保育園機能）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育園機能） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	私学助成幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯であるもの	

＜計画期間の年齢別児童数の推計＞

量の見込み本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

計画期間の年齢別児童数の推計、計画期間中の児童数について、令和6年8月1日時点での1歳年齢ごと男女別人口を基に推計しました。

① 保育施設の利用需要

(単位：人、%)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
児童数 a	218	222	242	225	253	288
3号認定児童数 b	117	188	196	—	—	—
保育需要率（3号） b/a	53.7	84.7	81.0	—	—	—
2号認定児童数 c	—	—	—	188	192	194
保育需要率（2号） c/a	—	—	—	83.6	75.9	67.4
1号認定児童数（新2号を除く） d	—	—	11	24	34	51
教育需要率 d/a	—	—	4.5	10.7	13.4	17.7

② 今後の就学前児童数の推移と保育・教育等の見込量

児童数は第2章「2（3）児童数の推移」の数値を用い、保育需要率及び教育需要率は「①保育施設の利用需要」の数値を用いました。

(単位：人、%)

		3号認定				1・2号認定			
		0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計
令和7年度	児童数A	160	172	215	547	269	254	250	773
	保育需要率 α	53.7	84.7	81.0	—	83.6	75.9	67.4	—
	保育見込量 ($A \times \alpha$)	86	146	175	407	225	193	169	587
	教育需要率 β			4.5	—	10.7	13.4	17.7	—
	教育見込量 ($A \times \beta$)			10	10	29	35	45	109
令和8年度	児童数A	165	176	187	528	234	283	265	782
	保育需要率 α	53.7	84.7	81.0	—	83.6	75.9	67.4	—
	保育見込量 ($A \times \alpha$)	89	150	152	391	196	215	179	590
	教育需要率 β			4.5	—	10.7	13.4	17.7	—
	教育見込量 ($A \times \beta$)			9	9	26	38	47	111
令和9年度	児童数A	172	184	194	550	207	250	299	756
	保育需要率 α	53.7	84.7	81.0	—	83.6	75.9	67.4	—
	保育見込量 ($A \times \alpha$)	93	156	158	407	174	190	202	566
	教育需要率 β			4.5	—	10.7	13.4	17.7	—
	教育見込量 ($A \times \beta$)			9	9	23	34	53	110
令和10年度	児童数A	179	191	203	573	215	222	265	702
	保育需要率 α	53.7	84.7	81.0	—	83.6	75.9	67.4	—
	保育見込量 ($A \times \alpha$)	97	162	165	424	180	169	179	528
	教育需要率 β			4.5	—	10.7	13.4	17.7	—
	教育見込量 ($A \times \beta$)			10	10	24	30	47	101
令和11年度	児童数A	185	197	208	590	222	228	234	684
	保育需要率 α	53.7	84.7	81.0	—	83.6	75.9	67.4	—
	保育見込量 ($A \times \alpha$)	100	167	169	436	186	174	158	518
	教育需要率 β			4.5	—	10.7	13.4	17.7	—
	教育見込量 ($A \times \beta$)			10	10	24	31	42	97

③ 町内の教育・保育施設等

○現行の教育・保育施設の定員（令和6年10月1日時点）

（単位：人）

種別	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	合計
保育施設 （保育機能）	古館保育所	15	24	24	48	26	26	26	78	141
	佐比内保育所			6	6	13	13	13	39	45
	虹の保育園	12	18	18	36	20	26	26	72	120
	オガール保育園	15	24	24	48	29	29	29	87	150
	ひかりの子	9	18	18	36	18	21	21	60	105
	赤石幼稚園 赤石保育園	12	24	24	48	30	15	15	60	120
	あづま幼稚園					6	7	7	20	20
	星山えほんの森 保育園	11	12	12	24	15	8	8	31	66
	古館こぐま保育園	3	4	5	9					12
	瑞穂こぐま保育園	3	4	5	9					12
	赤石うさぎ保育園	3	4	5	9					12
	ニコニコ保育園 紫波	6	3	3	6					12
	ピースハート さくらまち保育園	6	6	7	13					19
	アガペ保育園	6	6	7	13					19
	計	101	147	158	305	157	145	145	447	853
（教育施設） 教育機能	ひかりの子					17	21	22	60	60
	赤石幼稚園 赤石保育園					20	20	20	60	60
	あづま幼稚園					30	30	30	90	90
	計					67	71	72	210	210

④ 教育・保育施設等の見込量と確保方策

(単位：人)

			見込量 A	確保方法		不足分 A－B	確保方策の内容	
				保育施設・ 特定教育・ 保育事業	特定地域型 保育事業			計 B
令和7年度	1号認定		119	165		165	－	2号認定の不足分は近隣市町の施設の利用や1号認定での長時間預かり等に対応する。3号認定は近隣市町の施設利用も見込んでいる。
	2号認定		587	566		566	21	
	3号認定	0歳児	86	74	27	101	－	
		1・2歳児	321	261	64	325	－	
	合計		1,113	1,066	91	1,157		
令和8年度	1号認定		120	165		165	－	①認可保育所を2施設開所し、0～5歳児で合計120人増設。 ②2号認定は近隣市町の施設利用も見込んでいる。
	2号認定		590	608		608	－	
	3号認定	0歳児	89	86	27	113	－	
		1・2歳児	302	282	59	341	－	
	合計		1,101	1,141	86	1,227		
令和9年度	1号認定		119	165		165	－	2号認定は近隣市町の施設利用も見込んでいる。
	2号認定		566	578		578	－	
	3号認定	0歳児	93	86	27	113	－	
		1・2歳児	314	282	59	341	－	
	合計		1,092	1,111	86	1,197		
令和10年度	1号認定		111	165		165	－	
	2号認定		528	548		548	－	
	3号認定	0歳児	97	86	27	113	－	
		1・2歳児	327	282	59	341	－	
	合計		1,063	1,081	86	1,167		
令和11年度	1号認定		107	165		165	－	
	2号認定		518	548		548	－	
	3号認定	0歳児	100	86	27	113	－	
		1・2歳児	336	282	59	341	－	
	合計		1,061	1,081	86	1,167		

⑤ 医療的ケア児保育支援事業 【新規事業】

【事業内容】

近年の医療技術の進歩により、適切な医療的ケアを受けて日常生活を送る子どもの数が増加しています。令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族への支援施策を実施する責務、保育施設に医療的ケア児への適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

町においても、医療的ケア児が保育施設を円滑に利用し、安全に医療的ケアが受けられるよう、令和6年に「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定しました。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用状況	実施箇所	1	1	1	1	1
	延利用者	1	1	1	1	1

【確保方策】

医療的ケア児の受け入れができるよう、関係機関を含めた相談の場を設け、看護師等を配置した保育園等への補助金の支援など環境を整えていきます。

(3) 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

① 利用者支援事業

【事業内容】

利用者支援事業は、既存の相談対応体制を活用して利用者の様々な相談支援等のニーズに対応しています。町の窓口や地域子育て支援拠点等において、きめ細かいニーズの把握、相談対応等に努めるとともに、需要動向等、今後の子育て支援環境のあり方についての重要な情報源として、得られた情報を活用し支援を行っています。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所	箇所	3	3	3	3

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	箇所	3	6	6	6	6
基本型 (地域子育て相談機関含)	箇所	2	5	5	5	5
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

【確保方策】

町では、広報、ホームページ、配信等による子育てに関する情報提供を行っています。

また、相談や支援については、紫波町子育て世代包括支援センター（母子保健型）、紫波町子育て応援センター、虹の保育園子育て支援センター（基本型）で実施しています。

令和7年4月からは、こども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援について、さらに切れ目なく提供します。

② 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

「紫波町子育て応援センター」と「虹の保育園子育て支援センター」の2箇所で、子育てひろば、育児相談、子育て情報の提供、育児講座及び子育て支援サークルの支援などを行っています。

【利用状況】

	（単位）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	人／年	7,823	7,491	8,799	10,393

【量の見込み】

	（単位）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人／年	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000
紫波町 子育て応援センター	人／年	9,800	10,100	10,400	10,700	11,000
虹の保育園 子育て支援センター	人／年	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000

【確保方策】

核家族化が進む中、在宅で保育する親子が気軽に集える場所を設け、お互いに交流することで情報交換を図り、育児相談ができるスタッフを配置して、多角的に子育てを支援します。

③ 妊産婦健康診査事業

【事業内容】

母子健康手帳交付時に、医療機関等で行われる健診の受診票を交付し、妊婦健康診査の費用を補助しています。

【利用状況】

	(単位)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付者数	人／年	174	200	177	146

【量の見込み】

	(単位)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
交付者数	人／年	150	150	150	150

【確保方策】

今後も母子健康手帳を交付した全ての妊婦に交付し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう健診の受診を奨励します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（母子保健事業）**【事業内容】**

全出生児に対して生後 4 か月までに保健師が訪問しています。子育てに関する情報提供等を行うとともに、母親の育児状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対し適切な支援につなげます。

【利用状況】

	(単位)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
家庭訪問数	世帯	178	187	191	161

【量の見込み】

	(単位)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
家庭訪問数	世帯	150	150	150	150	150

【確保方策】

保健師による支援及び子育てのために定期的な支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業につなげていきます。

また、医療機関等からの情報提供がある出生児の場合は、保健師が訪問するなど適切な時期に訪問し、適切な支援につなげていきます。

⑤ 養育支援訪問事業（母子保健事業）**【事業内容】**

養育支援が特に必要だと判断した家庭に対して、訪問支援者（保健師等）が計画的に訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行います。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
家庭訪問数	世帯	6	32	41	46

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
家庭訪問数	世帯	50	50	50	50	50

【確保方策】

今後も、養育支援訪問が必要だと判断した家庭全てに対して実施します。

⑥ 子育て短期支援事業**【事業内容】**

保護者の疾病等の身体的若しくは精神的理由、環境上の理由により家庭において児童を養育できない場合に児童養護施設で一時的に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日数	日	0	0	0	0

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
日数	日	3	7	7	7	7

【確保方策】

保護者の疾病等により、一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合、日赤乳児院（盛岡市）、和光学園（盛岡市）、みちのく・みどり学園（盛岡市）、清光学園（花巻市）に委託して実施します。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の子どもを持つ保護者で、子どもの預かり等の援助を受けたい依頼会員と地域において育児に関する援助を行いたい協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
延利用者数	回／年	332	471	278	549

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延利用者数	回／年	400	400	400	400	400

【確保方策】

町のファミリー・サポート・センターは、保育園・児童クラブの送迎を中心に利用されています。今後も保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、事業の周知に努めるとともに、協力会員の養成研修会を開催し、資質向上を図ります。

⑧ 一時預かり事業（一時保育事業）

○一般型

【事業内容】

就学前の児童を在宅で保育する保護者が、日中に通院や求職活動、リフレッシュ等の理由で一時的に預けたいときに保育所等の施設において預かる事業です。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
延利用者数	人／年	433	617	357	592

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延利用者数	人／年	500	500	500	500	500

【確保方策】

就学前教育・保育事業への入所者が増加していますが、一時的に保育が必要な児童の受け入れ事業として継続して実施します。

○幼稚園型

【事業内容】

教育標準時間（４時間/日）を超える預かりを要する児童に対し、平日４時間を上限に、夏休み等の長期休業期間中は８時間を上限とする事業です。

【利用状況】

	（単位）	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
１号認定延利用者数	人／年	13,170	15,328	11,899	10,943

【量の見込み】

	（単位）	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
１号認定延利用者数	人／年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

【確保方策】

就学前教育・保育事業への入所者が増加していますが、町では３つの認定こども園の教育機能部分で実施します。

⑨ 延長保育事業

【事業内容】

保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。

町では、古館保育所、虹の保育園、オガール保育園、認定こども園ひかりの子、認定こども園赤石幼稚園赤石保育園で実施しています。

【利用状況】

	（単位）	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
利用状況	実施箇所	５	５	５	５
	実利用者	312	262	309	312

【量の見込み】

	（単位）	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
利用状況	実施箇所	６	８	８	８	８
	実利用者	320	340	340	340	340

【確保方策】

公立保育園、私立保育園及び認定こども園では、基本保育時間の７時から１８時を超え子どもを預かる長時間保育を実施しています。現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

⑩ 病児保育事業

【事業内容】

病気又は病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童が保護者の就労等の理由により家庭で保育を受けられない場合に限り、一時的に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	実施箇所	1	1	1	1
	延利用者	603	640	675	857

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用状況	実施箇所	1	1	1	1	1
	延利用者	750	790	830	870	870

【確保方策】

町では、1箇所の小児科医で病児保育室が運営されており、1日に6名まで受入れ可能です。現状の提供体制でニーズをおおむね充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

⑪ 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後や夏休み等の長期休業期間中に、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。各小学校区で実施しています。

【施設】

番号	施設名	定員	運営形態	小学校区
1	日詰こどもの家	50	町営	日詰小学校
2	日詰第二こどもの家	40	町営	日詰小学校
3	日詰第三こどもの家	30	町営	日詰小学校
4	日詰第四こどもの家	25	町営	日詰小学校
5	古館こどもの家	50	町営	古館小学校
6	古館第二こどもの家	30	町営	古館小学校
7	古館第三こどもの家	50	町営	古館小学校
8	西の杜こどもの家	40	町営	西の杜小学校
9	片寄こどもの家	30	町営	西の杜小学校
10	紫波東こどもの家	45	町営	紫波東小学校
11	みちくさ学童クラブ	30	民営	日詰小学校
12	古館ヤンチャークラブ	30	民営	古館小学校
13	第2古館ヤンチャークラブ	25	民営	古館小学校
14	赤石放課後児童クラブ（第1～第3）	115	民営	赤石小学校
15	赤石みちくさ学童クラブ	30	民営	赤石小学校
16	みらいキッズ放課後児童クラブ	40	民営	赤石小学校
17	（仮称）第二みらいキッズ放課後クラブ	40	民営	赤石小学校
定員計		700		

【令和6年4月の小学校別放課後児童クラブの登録状況】

	日詰	古館	西の杜	赤石	紫波東	計
低学年児童数 （1年～3年）	167	205	81	282	63	798
利用登録者（人）	100	126	36	152	30	444
割合（％）	59.9	61.5	44.5	53.9	47.6	55.6
高学年児童数 （4年～6年）	193	252	121	236	81	883
利用登録者（人）	30	36	11	16	7	100
割合（％）	15.5	14.3	9.1	6.8	8.6	11.3

【量の見込み】

(日詰小学校)

	令和6年 5月1日時点	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数（人）	360	379	370	380	394	390
登録児童数（人）	121	125	122	125	130	129
割合（％）	33	33	33	33	33	33
定員（人）	145	145	145	145	145	145
過不足分（人）	24	20	23	20	15	16

(古館小学校)

	令和6年 5月1日時点	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数（人）	457	481	466	476	492	485
登録児童数（人）	162	168	163	167	172	170
割合（％）	35	35	35	35	35	35
定員（人）	160	185	185	185	185	185
過不足分（人）	△2	17	22	18	13	15

(西の杜小学校)

	令和6年 5月1日時点	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数（人）	202	213	183	175	169	154
登録児童数（人）	47	49	42	40	39	35
割合（％）	23	23	23	23	23	23
定員（人）	55	70	70	70	70	70
過不足分（人）	8	21	28	30	31	35

(赤石小学校)

	令和6年 5月1日時点	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数（人）	518	542	584	626	681	702
登録児童数（人）	168	173	187	200	218	224
割合（％）	32	32	32	32	32	32
定員（人）	145	225	225	225	225	225
過不足分（人）	△23	52	38	25	7	1

(紫波東小学校)

	令和6年 5月1日時点	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数（人）	144	152	135	131	129	121
登録児童数（人）	37	38	34	33	32	30
割合（％）	25	25	25	25	25	25
定員（人）	45	45	45	45	45	45
過不足分（人）	8	7	11	12	13	15

【設置状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置状況	支援単位数	16	16	17	17
	定員	513	513	575	595

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
設置状況	支援単位数	19	19	19	19	19
	定員	700	700	700	700	700

【確保方策】

共働き世帯の増加により、ニーズが拡大する可能性もあり、施設の拡張や近隣施設の活用も視野に入れながら量的な拡大を図るなど、ニーズを充足できるよう随時検討します。

⑫ 低所得世帯に対する実費徴収補足給付事業**【事業内容】**

特定教育・保育施設等に対して支払うべき副食費（4,500円/人）の支出が困難な世帯に対して、その費用の一部又は全部を助成するものです。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	人／年	3	0	0	2

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者数	人／年	1	1	1	1	1

【確保方策】

子育て世帯の経済的負担の軽減のため、適正に事務を進めます。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**【事業内容】**

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を促進するため、新規参入事業者に対して事業経験のある者を活用して巡回支援等を行うものです。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
新規参入事業者	者／年	—	—	—	—	—

【確保方策】

事業の目的を踏まえ、必要に応じて新規参入事業者等へ支援を行います。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業 【新規事業】**【事業内容】**

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいの家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐために行う事業です。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延べ利用者数	人／年	0	0	2	3	3

【確保方策】

事業の目的を踏まえ、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

⑮ 児童育成支援拠点事業 【新規事業】**【事業内容】**

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延べ利用者数	人／年	0	0	2	3	3

【確保方策】

事業の目的を踏まえ、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

⑯ 親子関係形成支援事業 【新規事業】

【事業内容】

子どもの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延べ利用者数	人／年	10	10	10	10	10

【確保方策】

平成 29 年度から養育支援として、子育て中の保護者を対象に「ペアレント・トレーニング入門講座」を実施しています。保護者の子どもの行動理解の深化、親子間のコミュニケーションの円滑化、虐待防止等、親子のより良い関係形成の効果をねらい、継続して実施します。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業 【新規事業】

【事業内容】

妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、妊娠や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊娠届出数	人／年	150	150	150	150	150

【確保方策】

事業の目的を踏まえ、事業の利用が必要な人が適切に利用できるよう対応します。

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規事業】

【事業内容】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所・認定こども園等を利用できる事業です。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	人／日	3	3	3	3	3
1歳児		2	2	2	2	2
2歳児		2	1	2	2	2

【確保方策】

町では待機児童の解消に向けた取組みを進め、新たな施設の設置や既存施設の見直しを図るとともに、本事業の通園の機会を増やせるように随時検討します。

⑭ 産後ケア事業 【新規事業】

【事業内容】

看護職が中心となり、母親の身体的な回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するための事業です。主なケアとしては、産後の母親の体調管理や乳房ケア等を行うとともに子どもの体調確認、育児の相談や助言を行います。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延べ利用者数	人／年	15	15	15	15	15

【確保方策】

妊娠・出産・育児に関する一貫したサポートが提供されることで、出産を終えた母親が心身ともに健康を回復し、安心して子育てを行える環境を整えます。

(4)子育て世帯の経済的負担の軽減

各種手当、医療費、就学援助費等の適正事務、児童施設利用の軽減措置の円滑な運用により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

出生や転入などの異動による手続きについては、担当課との連携を密にし、住民基本台帳の定期確認を行い、申請の漏れにより子どもに不利益が生じないように適正に事務を行います。

また、出生から18歳までを対象に医療費の一部又は全額を助成します。

経済的な理由により小中学校への就学が困難な家庭には、学用品費や給食費などを助成する就学援助制度は、平成29年度から入学準備金の前倒し支給を実施しています。

幼児教育・保育の無償化制度の実施については、これまでと同様に子育て世帯の経済的負担の軽減と次の世代への負担を増やさないことを考慮し、適切に実施します。

令和5年度からは、第2子以降の0歳から2歳までの子どもを在宅で育児をする世帯を対象に在宅育児支援金を支給しています。

病児保育の利用に際し、家庭の状況に応じて利用料の減免制度を設けています。

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮家庭の中学生を対象とした「学習サポート事業（盛岡広域振興局が実施）」を活用し、学習機会の提供と学習習慣の定着、進学に向けた学力向上を支援します。

また、貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供する「こども食堂」についても、関係機関と連携して活動を支援します。

(5)子育て・子育て支援活動の支援

地域における子育て支援の活性化を図り、継続的に親子が交流する場を提供し、子育てについての相談や助言、情報の提供などの援助活動を行っている子育てボランティアの団体に対して助成を行い、子育てを応援する取り組みを支援します。

◆地域で活動する子育て・子育てボランティア団体

団体名称	地区名
ひよこひろば	古館
わいわい広場	古館
みすず広場	古館
にこにこひろば	水分・志和
なかよしひろば	赤石

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進・進行管理体制

本計画は、福祉、保健、教育などの広範な分野にわたるため、関係機関や地域と連携し、効果的・効率的な施策の展開を図ります。

2 関係機関との相互連携

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域と関わるができるように地域における子育て支援を推進します。

そのため、各種関係機関・団体等との連携を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

3 計画の点検・評価

本計画に基づく施策の進捗状況を、計画全体の成果と合わせて、定期的に点検、評価します。点検・評価にあたっては、事業実績等に一定の乖離や確保方策の状況に変化があった場合には、紫波町子ども・子育て会議の意見を聴取しながら本計画の見直しも検討します。

子ども・子育て支援事業の推進は、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルに基づいた継続的な改善を進め、点検・評価結果は町のホームページ等で公表します。

参 考 資 料

1 紫波町子ども・子育て会議

○紫波町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 14 日条例第 1 号

紫波町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、紫波町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 10 日条例第 12 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○紫波町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

区分	氏名	団体名等	役職
子どもの保護者	高野 智章	紫波町 PTA 連合会	
	若山 翔	古館保育所父母の会	
子育て支援事業に従事する者	張 仁恵	認定こども園ひかりの子	
	戸塚 美奈子	虹の保育園	副会長
	中野 優香	ピースハートさくらまち保育園	
	谷地舘 勝	紫波町社会福祉協議会	
	細川 恵子	特定非営利活動法人 紫波さぷり	
	川村 真奈美	特定非営利活動法人 片寄こどもクラブ	
学識経験者	細川 佳紀	紫波町校長会	会長
	佐藤 富美子	紫波町民生児童委員協議会	
	本山 敬祐	岩手大学教育学部 附属教育実践・学校安全学研究開発センター	
その他町長が必要と認める者	日向 磨机子	盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課	
	菊池 伸哉	公募委員	

2 町内教育・保育施設等一覧

(1) 保育施設・教育施設

事業区分	施設名	所在地	電話番号
保育所	古館保育所	高水寺字土手 61 番地	676-6048
	佐比内保育所	佐比内字館前 1 番地 1	674-2202
	虹の保育園	稲藤字牡丹野 40 番地 1	673-7307
	オガール保育園	紫波中央駅前二丁目 3 番地 9	613-3095
	星山えほんの森保育園	星山字樋口 80 番地	613-7812
小規模保育所	古館こぐま保育園	高水寺字古屋敷 164 番地 16	658-9201
	瑞穂こぐま保育園	北日詰字白旗 90 番地 19	656-8155
	赤石うさぎ保育園	南日詰字箱清水 145 番地 7	658-8135
	ニコニコ保育園 紫波	桜町一丁目 8 番地 4	613-2555
	ピースハートさくらまち保育園	桜町字三本木 22 番地 4	613-3707
	アガペ保育園	日詰字郡山駅 184 番地 1	613-2635
認定こども園	認定こども園ひかりの子	日詰字下丸森 130 番地	672-5356 (幼) 672-2542 (保)
	認定こども園赤石幼稚園赤石保育園	北日詰字東ノ坊 50 番地 5 南日詰字箱清水 160 番地 1	672-2044 (幼) 671-1113 (保)
	認定こども園あづま幼稚園	上平沢字川原田 84 番地 2	673-7202

(2) 子育て支援施設等

運営	施設名	所在地	電話番号
町営	子育て応援センター「しわっせ」	紫波中央駅前二丁目 3 番地 3	671-2200
民営	虹の保育園子育て支援センター	稲藤字牡丹野 40 番地 1	673-7307
民営	ファミリー・サポート・センター	日詰西一丁目 2 番地 14	656-1481
民営	紫波中央病児保育室	紫波中央駅前二丁目 3 番地 94	672-1122
町営	紫波町教育支援センター	紫波中央駅前二丁目 3 番地 94	613-6691

(3) 放課後児童クラブ

運営	施設名	所在地	電話番号
町営	日詰こどもの家	紫波中央駅前二丁目 3 番地 3	672-3261
町営	日詰こどもの家 (第 2 ～ 3)	日詰西一丁目 2 番地 14	676-5807
民営	みちくさ学童クラブ	日詰字下丸森 90 番地 4	681-4724
町営	古館こどもの家 古館第三こどもの家	高水寺字土手 77 番地	676-2254
町営	古館第二こどもの家	高水寺字土手 81 番地	672-1117
民営	古館ヤンチャークラブ	高水寺字田中 68 番地	677-8671
民営	第 2 古館ヤンチャークラブ	令和 7 年 4 月開所予定	
民営	赤石放課後児童クラブ (第 1 ～ 3)	南日詰字箱清水 163 番地 2	656-7910
民営	赤石みちくさ学童クラブ	北日詰字白旗 193 番地 1	080-3320-1744 681-2187
民営	みらいキッズ放課後児童クラブ	北日詰字白旗 88 番地 2	080-3147-4453
民営	(仮称) 第二みらいキッズ放課後児童クラブ	令和 7 年 4 月開所予定	
民営	西の杜こどもの家	令和 7 年 4 月開所予定	
民営	片寄こどもの家	片寄字野崎 95 番地 7	673-6060
民営	紫波東こどもの家	犬吠森字間木沢 70 番地	601-9431

第三期紫波町子ども・子育て支援事業計画
令和 7 年 3 月 11 日議決

発 行 令和 7 年 3 月
紫波町
〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1
TEL 019-672-2111 FAX019-672-1553
e-mail kodomo@town.shiwa.iwate.jp

編 集 紫波町教育委員会事務局 教育部 こども課